

午前10時31分開会

○はやお分科会長 それでは、ただいまから予算特別委員会企画総務分科会を開会いたします。座らせて説明させていただきます。

短い日程の中で多岐にわたる調査となるため、委員の皆様、理事の皆様にご協力をお願いいたします。

調査の進め方についてお諮りいたします。

当分科会では、議案第2号、令和2年度千代田区一般会計予算のうち、企画総務委員会所管分を調査することとなっております。お手元に企画総務分科会予算調査についての案を配付しております。

また、分科会にご持参いただく資料の確認ですが、予算説明書、事務事業概要、予算案の概要ということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、調査方法につきましては、理事者からの説明は予算案の概要の配付をもってかえ、各部、予算編成方針及び予算案の特徴などの概括的な説明の後、個別の予算事業については、特に説明を要する場合のみ「目」の冒頭で簡潔に行うこととします。また、原則として「目」ごとに質疑を受けますが、「目」が少ない「項」では「項」ごとにします。加えまして、概括的な説明の中で、令和2年予算編成方針にある事業の磨き上げに取り組んだ代表的な事業も説明いただければと思います。

本日は、区議会事務局、環境まちづくり部所管分の一般会計の歳出歳入、明日は政策経営部、会計室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管分の一般会計の歳出歳入を行いたいと思います。

理事者の出席は、条例部長、庶務担当課長、財政課長は常時出席とし、他の理事者は所管分調査のみ出席として、それ以外は自席待機といたします。

本日の出席理事者は、環境まちづくり部全理事者、区議会事務局長、次長、政策経営部長、総務課長、財政課長です。欠席届は、きょうは出てないね。（発言する者あり）はい。

分科会予算調査報告書は、分科会で議論された項目及び総括質疑において議論することとした項目を記載し、3月6日金曜日の予算特別委員会開会前までに予算特別委員長に提出します。

それでは、区議会事務局所管分の歳出から入ります。

初めに議会費、142ページから143ページまで。説明がありましたらお願いいたします。

○小玉区議会事務局次長 それでは、予算説明書、142ページ、143ページをごらんください。

まず、143ページの11番、議会運営システムの整備でございます。こちらなのですが、こちらの委員会会議システムの老朽化に伴う機器更新を行うために計上しております。平成19年5月、こちらの新庁舎に移りましてから同じシステムを使っておりまして、システムに多少ふぐあいが生じるという現象が起こるようになりました。システムにふぐあいが起こった場合、委員会運営に支障を来すために機器を更新するものでございます。マイクの安定的な運用、それと、今後のカメラのデジタル化によりまして、将来に供えるという意味もございまして更新を図るところで、こちらの金額を計上させていただ

ております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○はやお分科会長 はい、ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けます。

○小枝委員 1点だけ、すみません。区長の招集挨拶で、今、コロナのこともあるわけですが、防災ラジオの配布ということが言われて、それでこの予算の中にも入っていますが、前回の決算委員会総括の中でも、議員がその情報を入手するのにラジオを抱きしめて寝たという話がありましたけれども、確かにいろんなインターネットを通じて、もしくは安全・安心メールを通じてという入手はしようと努力はするわけなんですけれども、意外とダイレクトな情報は足りないですし、まして議会の対策本部を経由するという事では、まだ一つおくれになってしまう部分もあるので、そういう意味では民生委員と同じレベルというか、行政、職員と同じレベルでのダイレクト情報を入手する方法が欲しいなというふうに思うんですけれども、それについては、この議会費のところを考えるべきなのか、もしくはその別のところでやるべきなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○はやお分科会長 はい。ちょっと休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

ただいま小枝委員のほうからの質問、ここのところの議会費の中で防災関係のラジオ等々の予算の計上がされているのか。あと、もう一点につきましては、そのこの全庁的な連携としてどのようにされているのかということについてお答えいただければと思います。

○小玉区議会事務局次長 ただいまお話がございました防災ラジオでございますが、議会費の中にも計上はございません。今後、災害対策・危機管理課のほうで防災ラジオも予算化されているというふうに聞いておりますので、そちらのほうと確認をとらせていただく必要があるかなと思っております。

それと、今、災害対策・危機管理課とどういう連携をとっているかということでございますけれども、今、区のほうで災害対策支援本部が立ち上がった場合は、区議会のほうでも災害対策支援本部を立ち上げるというようなことになっております。情報の一元化を図りまして、議長が区の災害対策本部からの情報を議員の皆様へ提供するとともに、議員からの情報も区のほうに集約して伝えるというような形になっております。引き続き、そういった形で連携を図っていきたいと考えております。

○はやお分科会長 はい、いいですか。はい。

小枝委員。

○小枝委員 はい、そういうふうな形でやっていくことになると思うんですけれども、状況は日々新たに更新されていくこともありますし、これは、知恵出しとして、特に在任の職員の少ない千代田区ならではの、議員も一兵卒として地域の中でしっかりと動かなきゃいけないというところは当然あると思いますので、そこら辺の情報をダイレクトに伝える方法については、重なってもいいので、それはもう行政のほうでも、議会のほうでも、いずれにしても漏れなく対応できる一番スピーディーにという方法を、ぜひ引き続き検討していただきたいというのが、きょうはそこら辺にとどめておきたいと思っております。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。

それでは、次、議会費の中の事務局費、142ページから143ページに入らせていただきます。このところ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、議会費、142から143ページは終了いたします。続きまして、環境まちづくり部所管分に入ります。

まず、環境まちづくり部の予算編成方針及び予算案の特徴について、概括的な説明からお願いいたします。

○松本環境まちづくり部長 それでは、私のほうから、令和2年度予算案の編成に当たります。環境まちづくりでどのような対応をしたかということにつきまして、概括的にご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の予算案の概要の247ページをちょっとお開きをいただきますと、ここに今回の千代田区全体の予算編成方針が掲げてございます。これは区長が庁内に向けて発したものでございます。この下のほうの記書きのところに黒ポツで3点ございますが、まず、この真ん中のところでございます。「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿の実現を目指して、積極的な施策展開を図ることということでございます。

これを受けまして、環境まちづくり部では、258ページになりますけれども、これが各事業部がそれぞれ部の編成方針というのをつくりますが、環境まちづくり部は、この258ページでこういった編成方針をつくってやったものでございます。環境まちづくり部の特徴といたしましては、子ども部や保健福祉部がどちらかというところと何かには困窮している方の、ことへの福祉施策というふうなことに比べますと、環境まちづくり部というのは、全ての区民の方に、まさに住みやすさ、居心地のよさというものを感じていただけるように、やはりまちの基盤を整備していくと、そのような形の性格の部だというようなのが基本的なスタイルだと思いますので、そのようなことで、やはりこれまでよりもまちがよくなったというようなことを実感していただけるような、そうした事業に取り組んでいきたいというような考え方で予算編成に当たったものでございます。

お戻りいただきまして、247ページの今度は一つ目の黒ポツでございます。こちらにつきましては、なかなか新規事業というようなものはそうそう毎年たくさん出るものではございませんが、既存の事業につきましても、いろいろ中身をきちんと見詰めて事業を、ここでは「磨き上げ」という言葉を使ってございますが、そうしたものを、より効果的、効率的な事業にしていくというようなことが方針では述べられてございます。

また、環境まちづくり部の固有の問題として、これまで極めて執行率が悪いという課題が長年続いてございました。ちなみに30年度決算で言いますと、第5款、環境まちづくり費全体の執行率は69.9%ということで7割を切ってしまったと、そういうような状況でございます。こうした磨き上げ及び執行率の悪さをいかに改善していくかということで、今回は全ての事業に対しまして部内での査定作業を徹底して行ったところでございます。そうした中で、やはり、例えば類似の事業あるいは少額の事業、そうしたものについ

ては予算事業としては統合していくというような形で組みかえを行うことによって予算の効率的な執行につながるというような形の組みかえを行ったものが幾つかございます。そうしますと、若干、中身が見えにくくなるというようなこともありますので、当然、そこら辺を引き続き、事務事業概要などの記載において、きちんとこれまでやっていたものについてはやめるわけではございませんので、そうした中身については事務事業概要でフォローができるような形の記載を続けていきたいというように思っております。

また、私が役所へ入ったところというのは、意外と各係ごとに事業をやる人と、こういう予算だとか経理をやる人というのが分業されていたんですけど、今はほとんど一人の職員が担当する事業は、その人が予算の要求から執行まで全部やるという、そういうふうな大体制になっておりますので、そうしますと、予算編成も個々の事業の担当者が要求したものを集めてきますと、非常にそれぞれで少しバッファを積んでいくというんですかね、そういうことで非常に予算が肥大化しがちですので、そうしたことはきちんと決算状況も見つつ、部内の査定の中できちんと適正な額に抑えると、そのような形の作業を徹底して今回行ったところでございます。ですので、今年度、令和2年度の予算の執行率はかなり上がってくれるんじゃないかなと私としては期待をしておるところでございます。

あと、その247ページの3点目ですね、一番下のところです。こちらは、区政運営に必要な労働力の確保に努めるとともに、将来にわたる安定的、継続的な執行体制を検討することというのが3点目にございます。執行体制といいますと、まず組織がございまして、これにつきましては、いろいろ議論はしたところですが、環境まちづくり部、オリンピック・パラリンピックに向けまして、それに間に合うような事業を完成させるというようなことでここ数年取り組んできておりますので、一応、令和2年度はまだオリンピックを、やっと本番を迎えるというところでございますので、組織については大きな改正は令和3年度に行おうということで、今回は大きな組織の見直しは行わなかったということで、それは1年後の課題として考えておるところでございます。

一方、人員につきましては、環境まちづくり部の特徴として、やはり土木や建築、また電気設備など専門技術職が極めて比率が高いという特徴がございまして、また、清掃事務所などの収集作業などについては、やはり技能系の職員も数いるというようなことでございまして、こうした専門的、技能的な職員についてどう確保していくかというようなことでございます。最近、非常に人材派遣ですとか非常勤ですとかが全庁的にふえております。きちんと研修等を行うという意味では、短期的にはそれほど正規職員と大きな差がないということもありますが、それが長期的に見ますと、やはり正規の職員であれば40年前後、皆さんお勤めになるわけで、その累積という点では、やはり職員に置きかえていくということが長期的には大きな差になってくるというような考えでございまして、こうした専門的職員の確保ということにつきまして、政策経営部の協力をいただきながら、この4月についてはそれぞれの職種で一定数の新規採用をする予定になっておるところでございます。そうしたことで、専門的職員の確保をきちんと確保することによって、今回、予算を要求させていただいております事業をより効率的に執行していき、効果的な成果を上げていきたいと、そのように考えておるところでございます。

私からの概括的ご説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。

林委員。

○林委員 限られた調査時間ですので端的に伺うと、環境まちづくり部の新年度予算で、これぞ事業の磨き上げだと、できれば一つに絞ってもらいたいんですけど、もうトピックを当ててこう、これ二、三個でもいいんですけど、これが集大成に近い形になったよというのがあればお答えしていただきたいんですけど。（「磨き上げて……」「磨き上げています」と呼ぶ者あり）全部、磨き上げている。

○はやお分科会長 磨き上げ過ぎちゃって。

はい。ちょっと休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○はやお分科会長 それでは、再開します。

はい。質問を受けます。

○林委員 事業でここぞというところが集中的にいい調査できるのかなと思うのと、それはお答えが、できるんだったらしてもらいたいです。全何事業あって、見直しが幾つあったと。巻末のほうに大変よく、見ると、ちょっと最後のところで事業の令和元年度と令和2年度の予算の比較表なんていうのが計算までしていただいて、マイナス事業というのがかなり、赤い字で私は書くんですけどね、すごく多いんで、その辺は精査されたのかなと思うんで、それはお答えしていただきたいのが1点と。

もう一点が、部長の中で、これ全体にかかわることで、環境まちづくり部は、専門的な人材、まあ、人材育成にかかわることなんですけれども、十二分に今の環境まちづくり部のほうは人材が育っているという受けとめでよろしいんですかね。

○松本環境まちづくり部長 まず、具体的な事業での特徴というところでございますけれども、ここ数年来少し、なかなか思うように進捗が芳しくない事業というのが幾つかございまして、ようやく今年度動きつつ、始めているというような状況でございますので、例えば電線類の地中化ですとか、歩道の設置・拡幅などについては、新たな箇所を手がけるというよりは、今、計画して、その過程にあるものをきちんと執行していくというような形で、そこら辺については新規をつくりませんでした。一方、例えば建物の耐震化の促進などにつきましては、今回も新たな拡充を行っておりますが、ただ、これまでもいろいろ拡充をしていく中で執行率が上がっていかないという現実がございましたので、今回、その制度を拡充したことをいかに使っていただけるかという、まさにそれ執行のところでの周知ですとか働きかけですとか、そうしたことに力を入れていくというのを一方でしないと、幾ら制度だけよくしても、予算をふやしても、それが、実効性が上がらないということになりますので、そうした面ではその執行面も考えて取り組んでいくと、そういうような予算を編成をしたところでございます。

また、人員のことにつきましては、現在、専門的技術職員の中でも少し欠員が生じているというような、これ欠員になった理由というのはそれぞれ個々の職員の個人的な事情にもあるんですが、そこら辺の補充がきちんとされてなくて欠員になっているというようなことがあります。そこら辺が大分、この4月には補充される見込みだというようなことになってございます。そして、そういたしますと、やはり40年前後の公務員生活の中で、やはりジョブローテーションをしながら、その行った先、行った先できちんと少しずつ

ろいろな知識、経験を積み重ねていくというのが計画的な職員の育成ができると思いますので、現在がどうかというご質問でございましたけれども、そういうのに取り組んでおりますが、そうした欠員があったりすると、なかなか思うような人事ができないというような状況もあるんで、現状で言えば、必ずしも十分満足いくような育成ができていない面というのがあったと思いますけれども、これからそうした正規職員をきちんと採用していくことによって、そこら辺の育成もよりうまくできるようになるのではないかなというふうに考えてございます。

○林委員 専門職の方が欠員になっているというのは、これ定数条例を少しふやした関係で、その辺は重点的に来年度予算でも環境まちづくり部のほうに、専門的なね、スタッフになってくると。もう一つが事務職の一般の方で、次々と新しい職員の方が出てきておられているという形になってきて、片や、もう一つが、部長もそうですけれども、大分大変長いベテラン経験のある方が現在は足りないから現有勢力では、なかなか事務職として足りないから実際、事業部長としてやられていると。こういった足りない面というのは、令和2年度に出てくるんでしょうかね、人材が、事務職の、特に管理職で足りないんだと。余人をもってかえがたいんで、もう少しやってもらわなくちゃいけないんだというような方は出てこられるんでしょうかね、環境まちづくり部の中で。

○松本環境まちづくり部長 環境まちづくり部においてということでご答弁するとすると、事務職というのは、私も今回初めて環境まちづくり部に配属になったわけですが、やはり事務職の場合、いろいろ動く中で、やはり新しいところにほとんど行かされるような状況になりますけれども、そういうのを数経験していく中で、これまでの仕事で学んだことを新しい部署でも応用していくという力がどんどんついていって、それで結構、私ぐらいの年齢ぐらいになりますと、初めてのところへ行ってもそれほどびくりになくて何となくできちゃうというような、そんな感じの人材の育成が多分、事務職の場合は特にされているんだろうと思います。そうした意味では、来年度、どのような人事異動がされるかわかりませんが、特に事務職の場合ですと、誰が出て、誰が来るというようなことが全く現時点では想像できないところでございます。ただ、来年度すぐにどうかということとはわかりませんが、今年度の管理職試験の合格者の状況などを見ますと、かなり期待できる人材が多数合格しておりますが、それがすぐ4月に昇任できるわけじゃございませんので、まあ、もう一年ぐらいは待機になるとかというようなことになると、若干この4月というのが、部職員が全庁的には少し、管理職が十分な駒がそろるかというあたりは、まあ、恐らく、そこら辺はちょっと政経部のほうでいろいろ今、頭を悩ましているところじゃないかなというふうに考えてございます。

○はやお分科会長 いいの。

○林委員 いいです。全般的なことです。

○はやお分科会長 全般的。まあ、ここのところにつきましては、また細部の事業部のところで、またあしたの話にもなるでしょうが、しっかり、また、きょうの話も踏まえて、政経部のほう、ちょっと用意しておいていただきたいと。

それでは、参ります。環境まちづくり部の管理費、そして、環境まちづくり部総務費の204ページから205ページのところでの質疑を受けます。

○桜井委員 1番目のコミュニティサイクル事業について質問をしたいと思います。よろ

しいですか。

○はやお分科会長 いいですか、はい。

○桜井委員 このコミュニティサイクル事業については、ちょうど5年前——いいですか、委員長。

○はやお分科会長 いいです、どうぞ、はい。

○桜井委員 から実証実験を重ねて、大分利用する方も多くなってきましたよね。区の仕事のあらましのところをさっき読んでたんですけども、この実証実験のところに、環境意識の向上やまちの魅力の向上、放置自転車の削減など幅広い効果を期待して、実証実験を行ってきたということですよ。

で、まず、このコミュニティサイクルの実証実験が、こういうような項目でやられたのか、どういった形でやられたのか、それと、その効果としてどんなことがわかったのか。今、こういう形に至っているんだという、そこのところがわかるように、まず説明していただけますか。

○山下環境まちづくり総務課長 こちらのコミュニティサイクル事業は、委員のほうから今お話がありましたように、公共交通の補完ですとか移動の利便性、それから環境の負荷、あとは地域や観光の活性化、健康の増進というところで、それから放置自転車の削減というところで行ってきた事業で、国のほうでも昨今、自転車活用推進法の中でも、この効果というのはうたわれているものです。なので、このコミュニティサイクルを使っただけによって交通機関の利用を、自家用車やバスから自転車に、それから、放置自転車対策というところでは、個人個人で自転車をお持ちになるのではなくて、コミュニティサイクルを利用することによって放置自転車の削減というところで行っているところです。具体的にこれがどのくらい改善されたということを数字で持っているわけではございませんけれども、例えば放置自転車ですと、年々減少している状況でございまして、過去に一番多かった放置台数のところから比較しますと、現状では5分の1程度に減少しているところでございます。

また、自転車の活用につきましても、直近で世論調査のほうもさせていただいているんですけども、認知度のほうも約70%となっておりますので、利用の目的としては買い物、それから通勤や通学、また、観光やレジャーというところで、当初の効果を狙ったところの目的は達成できているのではないかとこのように考えてございます。

○桜井委員 具体的なそういうものは持ち合わせないと言いつつも、いろいろと数字が出てこられて、実証実験なんですから、当然、実験をした、それも5年間にわたってずっと積み重ねながらやってきているように説明書きが書いてありますから、当然それに対する効果があったんだから今後進めていくのか、または進めないのかという判断になるわけでしょう。ですから、そこはしっかりと受けとめなければいけないと思うんですけども、どうですかということが1点と。それと、この、区の仕事のあらましのところの冒頭にね、「まちの魅力向上」というふうに書いてあるんですけども、これがどういうふうに理解をしたらいいのかよくわからないんですけども、ご説明いただけますか。

○山下環境まちづくり総務課長 まず、実証実験のところなんですけども、実証実験の中では、この事業が区民に定着していくかどうかというところが一番大きなポイントになるかと思っております。現状では、この事業を始めましてから利用者の数が年々増加しております

て、現状ではですね、えーとですね……。えーと、ちょっと待ってください。

○桜井委員 事務事業概要に書いてあるような数字で把握しているということ。

○山下環境まちづくり総務課長 年々、利用者のほうが増加しておりまして、自転車の1台当たりの回転数も、当初は1日2回転ほどだったんですけども、現状では約5回転、一日に5回転するようになっております。

ですので、この事業を来年から本格実施のほうに移行させていただこうと思っているんですけど、その理由としては、まず、区の、区からの補助金の支出がなくても安定してこの事業が運営できていくということがポイントになっていくと思います。その点では、自転車の利用回数がふえたことによって、この事業が安定してきておりまして、平成30年度から区の補助金の投入がなくても、事業が安定的に実施していけるということになっております。それを踏まえまして、来年度から本格実施のほうに移行させていただきたいというふうに考えております。

また、まちの魅力の向上というところですけども、こちらのコミュニティサイクルを活用した、例えば外国からのお客様向けのツアー、観光ツアーというのも旅行会社のほうで企画したりですとか、あるいは成田空港でこのコミュニティサイクルの1日パスの販売を8月から開始したりですとか、インターネット上でも1日パスを購入から予約まで、自転車の予約までできるようになっておりまして、また、パンフレットのほうの多言語化も4カ国語でしておりまして、そういったところで千代田区の魅力を発信していく一つの手段というふうになっていると考えております。

○桜井委員 それは、誰もみんな感じると思うんですよね。利用される方がふえてくれば、まちの魅力を広く紹介できるということになるわけでしょ。で、「まちの魅力向上」というふうに書いてあるんですよね。自転車だって、ほかの自転車を持っている方だっていらっしゃるでしょうし、それがこのコミュニティサイクルに変わったことによって向上するというこの意味がわからないというふうに言っているの。細かい話で申しわけないけど。そこ、わかりますか、言っていること。

普及にはなるのはわかるんです。いろんな、千代田区のさまざまな場所に行っていただけ。それはいいことですよ、外国人の方にも日本人の来街者の方にも、それを使って幅広く千代田区中を見て回って、千代田区のをよさを知っていただくように、そういう目的でしょ。だから、それは徐々にできているから、これはいいことですねということはわかるんですけども、それがまちの魅力の向上、魅力の向上にどうしてつながるんですかということを知っているの。

○山下環境まちづくり総務課長 このコミュニティサイクル事業の目的の一つに放置自転車の削減とかがあると思うんですけども、先ほど冒頭で申し上げましたように、放置自転車が削減されているということで、千代田区のを歩いたときに、放置自転車、東京駅の周辺とかが特にそうなんですけれども、放置自転車がないということで。

○桜井委員 うん。それは魅力の向上になるね。（発言する者あり）

○山下環境まちづくり総務課長 千代田区のを環境的に美しいまちだということがアピールできていくのではないかとこのように考えています。

○桜井委員 よくわかりました。ありがとうございました。（発言する者あり）

先ほど、この事業、国もこういうシティサイクルというのを奨励しているし、という話



でしたけども、今、23区の中でも10区が今これに賛同してやっていただいているということですね。これ、東京都が音頭を取っているものなんですか。

○山下環境まちづくり総務課長 東京都のほうも一緒に入って検討しているという、協議会の中に、検討協議会の中に一緒に入って進めている事業でございます。

○桜井委員 事務事業概要のところに参加をいただいている各区の名称が出ていますけども、これ見ると、千代田区の周辺区はほとんど入っていますよね。私、この事業が5年前に始まったときから、利用される方というのは千代田区だけで回っているわけじゃないから、当然、その周辺区も含めた、そういう参加がないと意味はありませんよということはずっと言ってきました。この中では台東区が入っていないんですよね。台東区の名前がない。前から台東区、どうしてもと言うと、コミュニティバスがあるから、それで十分なんだというような答弁もいただいたこともありました。人様のことだから、千代田区がとやかく言うことじゃないのかもしれないけど、先ほど聞いたように東京都も入っていますというお話でございますから、コミュニティサイクルの性格を考えると、やっぱり台東区さんにも、それ以外のところもあるんでしょうけども、参加をいただくということも、やはり東京都からの働きかけがないと、やっぱり千代田区で利用される方が、利用される方も千代田区も文京区も新宿区もないんですよ、ないんです。来街者、特に外国人の方に全然ないわけですよ。そういう方たちが満足できるような、そういう運用をするためには、当然、台東区さんにも、以外の方も、ところも、ほかの13区も、やはりこれに賛同してやっていただけるというようなことに持っていく必要があると思うんですけども、そこら辺は東京都あたりにそういう働きかけをすとかということはないんでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 まず、台東区のところですけども、台東区のほうは別の会社のコミュニティサイクル事業を導入しているようでございます。

○桜井委員 ああ、そうなの。

○山下環境まちづくり総務課長 はい。それで、この10区というのは、同じ会社、ドコモ・バイクシェアで行っている事業者で隣接している区が10区ということで、自転車を連携、移動を10区の中で同じ自転車が移動できるというふうな仕組みになっているんですけども、ほかの会社の、文京区とか、すみません、台東区とか、ほかの自転車の事業者が参入されているところについては、今この連携がされていないというところがございます。

○桜井委員 いや、だからだめなんだよ。だから、要はね、その千代田区で使っている自転車が、台東区さんは違う自転車を使っているんですよ。そのポートを使うことができるんですけど。千代田区で持っていった自転車が充電されなきゃいけないでしょ。そこに乗り捨てにできるわけじゃないですか。例えば千代田区から中央区に行くときに、中央区のところへ乗り捨てができるわけですよ、ね。ところが、台東区は別の自転車の会社でやっているから、運営が違うんですという今ご説明だったけど、千代田区で借りた自転車が台東区のところへ乗り捨てができないんですよ。できなかったら意味ないじゃないですか、カーシェアリングできないじゃない。それを言っているんですよ、僕は。台東区は台東区でやっています。さっき冒頭言ったでしょ。一つの区だけで乗るものじゃないんですよ。そういう人もいるかもしれないけども、台東区から千代田区に来る人だっているだろうし、ね、ほかのところへシェアする人だっているだろうし、そういうことができない

んじゃないですかと言っている。

○はやお分科会長 はい。ちょっと整理しますね。

結局は、今、桜井委員のほうの話は、当然のごとく、広域的にだんだんってきたよね。だけど、例えば台東区だとか、何でできないのといったときに、そこに何か行政として、区民に寄与するに当たって何か障害が質的なものであるならいいけど、さっきのメーカーがって言われてしまうと、そうするととなると、主導が違ふんじゃないの。で、やっぱり今後、メーカーが違ったとしても、そこができるようにしていくというのが本来、形として必要だということを言っているんだから、今、メーカーがだめだといったら、じゃあ、民間の主導で全部が動いていくということについては、本来の流れじゃないんじゃないかということだから、そこをきちっと答えて。

○山下環境まちづくり総務課長 2点ご説明しますと、まず、台東区の部分のことを説明しますと、千代田区民の方が台東区のほう、すみません、台東区のほうに自転車に乗って行って戻ってくるという実態もございますので、確かにポート、台東区も連携をしたほうが、よりこのコミュニティサイクルが利用しやすくなるということは10区の中でも意見として出ています。ですので、その会議体の中でも台東区のほうと一緒に連携できないかというお話はさせていただいているところです。すぐではないんですけども、台東区の一部にポートを今設置できないかというところで協議を進めているところでございます。

また、23区、東京都全体のことなんですけども、来年度に向けて、国と東京都と、この区のほうで集まった会議体、このシェアサイクルについての今後の進め方というのを検討する会議体というのが新たにつくられる予定になっておりますので、その中で東京都全体として広域的にどういうふうはこのコミュニティサイクルが広げられるかというところを来年度に向けて検討していく状況になってございます。

○はやお分科会長 桜井委員。

○桜井委員 まあ、あんまり長くやるのはやめます。そうですね。そこら辺のところはわかっていたいただければ、そういう説明を最初にいただければ、なるほどなということでもわかったんですけども。（発言する者あり）

コミュニティサイクル事業については、今回、18万円の予算。それで、前年は1,000万の予算。で、やっと利益も出てきましたといったような、そんな話も聞いています。どうなんでしょうね、こういうコミュニティサイクル事業というのは、今、自動車業界の中でも、モバイル都市といったような実証実験をしようとかというような話、自動運転の話が出てきたり、もう我々の想像がつかないような、こういう移動手段というものが始めている。そういう中で、このサイクル事業というのが出ているわけなんですけども、今の状態になったときに、これについてはもうこれ以上ふやさなくていいよというようなことになるのでしょうか。ちょっと僕はイメージが湧かないんですけども、今、一生懸命ポートをふやしているでしょ。ふやして、なるべく利便性がいいようにということで盛んにやっていただいているけども、どういうようなイメージを区として持たれているのか最後に伺って、質問を終わります。

○山下環境まちづくり総務課長 まず、ポートの数につきましては、現状、2月末現在で87カ所ございます。ポートを区内全域に広げていくことによって、区内の中、区民の方が区内のどこにでも自転車で乗って行って、そこで自転車を置けるという環境を整えてい

くことが重要だと思っておりますが、基本、現状、千代田区においては、霞ヶ関エリアを抜かしますと、ほぼほぼ安定的にもうポートが設置されているのではないかとこのように考えてございます。

○桜井委員 はい。

○はやお分科会長 はい。

どうぞ、米田委員。

○米田委員 今、桜井委員のほうで相当やっていただいているんですけど、今後、ポートはそんなに霞ヶ関以外はふやしていかないということであつたら、この18万円でふやしていくことではないんですかね。事業者がふやしていくという考え方でいいんですかね。

あと、もう一つ聞きたいのは、去年の11月に、飯田橋に、何でしたっけ、こう。

○山下環境まちづくり総務課長 再配置場。

○米田委員 はい、それをやられたと。これは大変にいいことなんですけど、それによって回転数じゃなくて、バッテリーの、バッテリー切れのやつとか修理とか、その辺の改善はされたんでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 11月に飯田橋のほうに再配置場を設置したことによりまして、現状、1カ月当たりバッテリーの交換数が、従来ですと1カ月間で900個のバッテリーを交換していたんですけど、今現状では約1万2,000から3,000個の交換となっております。巡回回数も、以前は1カ月に2,000回ぐらい巡回していたんですけども、現状では3,000回以上、巡回しているということで、1.5倍以上巡回しているという状況でございます。

○米田委員 ありがとうございます。

それで、改善した部分もあるんですけど、まだ、いまだに聞くのは、局地的なんですけど、自転車がないとか、あと、今使ってらっしゃる方も相当、自転車を選ばれているんですよね。各区が新しいのを持ってきたことによって、いいのから使おうとされているので、結局、古いやつは残っていたり、で、結構使えなかつたりする部分もあるんですよね。さっき、巡回の回数がふえたと言っているんですけど、前にも言ったんですけど、足りないところとか、そういうようなのもデータであると思うので、そこを回数、回る回数をふやしていただきたいなと。その辺のところはどうですか。

○山下環境まちづくり総務課長 今現状、データが集め始めた、まだばかりなので、これをもう少し細かく分析をして、的確に効率的に再配置ができるようにしていきたいと考えております。また、自転車のところですけども、今年度、千代田区で当初導入した自転車も老朽化してまいりましたので、今年度、300台ほど新しい自転車に更新しているところでございます。

○はやお分科会長 林委員。

○林委員 ポート数のところも絡むのと、予算の内訳を一つ聞きたいんですね。昨年度、1,093万円だったのが18万円になったと。これで、18万円でポート数ふやすとか、いろんなサービスが向上できるのかどうか、内訳を聞きたいのと。

あわせて、今87カ所ではほぼほぼ行ったというんですけども、昨年度の予算調査のときには目標は100ポートだと言っているんですけど、それが磨き上げの結果なのかということ。で、3点目が、87カ所のうち、公園部分を相当侵食といたら失礼なのかな、

暫定的に置いているというのがあるんですね。別の企画総務委員会のところで、児童遊園のあり方って何ですかとか、公園のあり方は何ですかと聞いたときには、これ、うまく時間がなくてできなかったんで、どうして子どもたちが遊ぶ児童遊園や公園のところ、で、事務事業概要の44ページから46ページにわたってあって、ばあっと見ると、82カ所のうち13カ所だから、かなりのパーセンテージが公園部分にある、と。ここは今まで課題ですよ。暫定的に公園へ置いておきますよと。本来、子どもたちのためだけども、ポートの数がないから公園に置いておくとおっしゃったんですけど、これが磨き上げになっているのかどうかというのを、3点、お答えしていただきたい。

○はやお分科会長 ちょっと休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時22分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○山下環境まちづくり総務課長 まず、一番最初、ポート数のところのお答えですけども、ポート数だけでははかれない部分というのがありまして、一つのポートで何台ラックが置けるかというところが、そこもセットになってくるかと思えます。最近、設置されているポートのラック数というのが多くなっておりまして、今年度も7カ所設置しておりますけども、ラック数から、全部のラック数が、一つのポートのラック数が多くなっているという状況がございます。なので、ポート数がこれでいいということではないですけども、ある程度は充足されているのではないかとこのように考えてございます。

また、次の2点目の18万円のところですけども、この18万円の中身としましては、千代田区役所の前のポート台の使用料でございます。こちらのほうは国のほうからお借りをしているので、行政のほうで契約をしないと使えないということでございます。その分の予算を計上させていただいております。昨年の1,000万円は、飯田橋の再配置場を整備するに当たって1,000万円計上させていただいたところなんですけれども、事業のほうで、事業者のほうの事業が安定的にできるようになったというところで、予算時の考え方とちょっと変更しまして、事業者のほうに行政財産を貸し付けるということで、使用料のほうをいただいて、事業者のほうで再配置場を整備していただくという形に変更しましたので1,000万円を使っていないという状況でございます。

3点目の公園につきましては、児童遊園のほうにポートがいつまで置かれるのかということなんですけども、これ両方の意見がありまして、児童遊園のほうに、すみません、公園のほうにあることによって便利だというふうに考える方と、逆にそれがあることによって、例えば子どもが遊ぶときに危険だというふうに感じる方もいらっしゃると思えます。今後、その辺をもう少し精査をしまして、ポート数、ポートの、ほかのポートがふえていけば近隣にある公園のポートをどうするかということもあわせて検討していきたいというふうに考えてございます。

○林委員 聞き方が悪かったですかね、これまでずっと予算のところでは議会と積み上げてきたのは、中身の充実もあるけれども、100カ所程度が目標なんだというふうに行政側がお答えしていたんです。それを変更したんですか、八十数カ所ではなくなったんですか、それが磨き上げですかと言ったのが一つ目です。

もう一点が、ここまで、18万まで減ってきたということは、これ、みらいプロジェクトの28ページにも書いてある、要は区の主要事業がコミュニティサイクルだったんですけども、予算上はもう限りなくゼロに近づいているわけですよ、区役所の前のしか使用料、去年の決算時は15万円かかりますよと、内訳で言っていましたけれども、ここだけでも十分に区の主要施策は充足できる、それが磨き上げなんですかと聞いている。

3点目は、公園の周りに確かにあれば便利ですよという議論はありました。ただ、公園の接した場所にあればいいと。公園の中に置く必要ないんじゃないかというのがこれまで議論で積み重ねてきた結果なんで、何でわざわざ中に置くんですかと。公園の近辺に、それでしたらお金を借りて借りればいいじゃないですかと、そんな便利な場所でしたらと。その辺を予算措置を区の重点施策ですからしないと、公園・児童遊園の整理すら行ってないのに、このまま暫定利用し続けて本当にいいのか。そこを事業の磨き上げとしてどういうふうに捉えられているのかというのを、まさしく余人をもってかえがたい答弁をしてもらいたいんですよ。

○はやお分科会長 いい。はい、いいよ。

○山下環境まちづくり総務課長 まず、1点目の100カ所の目標のところですけども、目標が、100カ所というのはあくまでも目標であって、じゃあ、現状でサイクルポートの、先ほど冒頭で私が申し上げましたのは、100カ所の目標は目標で、それは変わらないんですけども、現状、じゃあ、ポートの数が足りないかということと言いますと、ある程度はもう充足されているというふうに認識しているというところでございます。

また、予算のところですけども、コミュニティサイクル事業というのは、区と事業者のほうと一体になって行っている事業でございます。こちらのほうが、予算がゼロであっても、区と一緒にやっていくというところでは変わりない事業でございますので、逆に区の予算を、事業が安定的にされることによって区の負担がなくても区民にとってのサービスが維持できるというところは、それが磨き上げられたものという結果ではないかというふうに考えております。何でもかんでも区のほうでお金を使うことによってサービスを向上していくということではなくて、あの事業の中の収益が上がれば、その中で安定的にやっていくというのも磨き上げの一つではないかというふうに考えます。

あと、また、公園のポートのことですけども、この事業、実証実験の後、本格実施になってからもそうなんですけど、区と事業者のほうと一緒にやっていくという事業なので、区の役割としては、やはり事業者のほうにポートを設置することについて支援をしていくという一面がございますので、そう考えたときに、やはり何でもかんでも事業者のほうに土地を借りてポートをつくっていくというふうになりますと、その使用料というのも事業のほうを圧迫していく可能性もございます。そうすると安定、そもそもこの事業が安定的に運営できなくなるというふうになりますと、また区のほうで何らかの補助をしなくてはいけないという状況になってしまう可能性もございますので、現状では、先ほど申し上げましたように、公園のほうのポートにつきましては、利用者の状況等も踏まえまして、近隣に新たにポートができた場合には、その公園のポートを存続するかどうかということ十分に検討して進めていきたいと思っております。

○はやお分科会長 ちょっと休憩します。

午前11時30分休憩

午前 11 時 33 分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

○林委員 僕から。

○はやお分科会長 うん。はい、林委員。

○林委員 改めてで、100%の修正の確認をしたいと、目標の。どのレベル感でというのが、事業者にとってみると、少ないほうがメンテの数、いいわけですよ。効率的ですから、ある程度集約して、例えば地下鉄の駅の周辺だけにしようねと、数が限定されますから。ただ、行政は違うと。区民サービスで人が多いところ、区民の多いところ。来訪者が多いところよりも区民の多いところにできればつくってもらいたいと、利用者の。自転車置き場も高い、区内の住宅の場合は。自転車駐輪所のない集合住宅の人もいる、僕みたいな。そういう人たちのためにも使ってくださいよと言うんだったら、数は多ければ多いほど行政サービスとしてはいいんじゃないのかなと、ここが決定的に違うところだと思うんですよ、民間に投げてしまう採算ベースの効率性と公平性のところと。ここは、修正点は、今できなくても今後、時間もあれなんで、しっかりとして、議会、委員会に示していただきたい。

予算のところは、確かに少なければいいですけども、機会の損失をしていませんか。公園のところと一致するんですけども、何て書いてあるかということ、公園・児童遊園の事務事業概要には。遊具コーナーや遊具のリニューアルの子どもの遊び場の充実を進めていると、遊具等の充実で。ここが維持管理のところなんですよ。大きな目標なんですよ、事務事業概要の122ページに書いてある。後で公園のところは別途やりますけども。こういった目標と全くかけ離れた暫定利用になっていますねと。いろんな意見が出ていますよ、もう前から出ていた、子どもの公園に置くんだったら3人乗りの子どもたちが乗られるような自転車があればいいよねというリクエストも届いていると思う、事業者には。ただ、効率的な会社の、民間の論理だったらそこまで行かないんでしょう、きっと。ニーズとしては子どもを乗ける自転車まで整備すると、それがどこ行っちゃうかわからないから。その辺をあんまり民間に委ねて、18万円しか支出がないと、議会が区民代表としても、議事機関としてもチェックできなくなってしまう。効率性ばかり言ってしまって、利用客はふえました、回転数もふえました、観光客もふえました、じゃあ、区民の人たちはといったら、スペースを、貴重な区民の空間のスペースをどんどん行政が貸しているだけです、機会の損失で、それじゃあ、コスト計算したら全体で幾らになるんだと。区役所の前が15万だとしたら、児童遊園とか公園の貸しているのは総計幾らになってしまうんですかと、遊び場としての計算ですよ。で、高くなってしまふのに意見を言う機関がなくなるんで、あんまり民間ばかりにそこでやるというのは姿勢としてはよろしくないんじゃないのかなというのが、最後に聞いて、あとは、今後はね、予算18万しかないんですけども、ウォッチングを別の機会に議会側と調整させていただければと思います。が、予算審査なので、ちょっと目標値のところと公園・児童遊園のあり方の機会の損失ですよ、金額の。そこについては今答えていただければ、これで終わります。

○山下環境まちづくり総務課長 すみません。まず、100ポートの目標を掲げていた経緯ですけども、区内に300メッシュでポートをつけようというふうに考えて100ポートというふうに目標を掲げていたところです。で、今年度もそのような目標で、特に霞

ヶ関のほうをポートがないということで検討を精力的に進めてきたところなんですけども、今般、警視庁のほうから、霞ヶ関の広い範囲でポートの設置はしては困るという申し入れがございました。それは警備上、道路安全上の問題ではなくて、警備上の問題で、霞ヶ関には重要な国の施設等、警視庁もございますけれども、あるということで、あのエリア一帯にポートを設置することを今断念している状況でございます。そういったところで、ちょっと修正がされているところでございますけれども、今後、そこの辺も踏まえまして、また適切な目標値を設定させて、ご報告させていただきたいと思います。

また、公園のポートにつきましては、お話がありますように暫定利用というところで、当初、実証実験のための暫定利用というところで設置させていただいたところでございます。ですので、区のほうには予算はつけてございませんけれども、事業者と区の役割の中で民間のポートをつけたときの、その利用料につきましては民間の事業者のほうできちんとその分の手だてをしていくということになってございますので、予算上はついてございませんけれども、きちんと今後、公園の周辺に精力的にポートを設置できるように検討してまいりたいと思います。

○はやお分科会長 まあ、この件につきましては、ちょっとまた大きい話も入っていますので、先ほどの——大きい話って、民間開放のところの考え方にもなると思います。というのは、民間にお願いするという効率性、経済性ということと、本来、行政がやるべき富の再分配じゃないんですけどね、平等性といったところの中で、どこまでその辺を折り合いをつけていくのか、そういう課題があると思いますので、ここにつきましては、またその辺の考え方の整理もできたところで、別の機会に議長を経由しまして、また、その受け皿のところやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

はい。ほかに。

○小枝委員 すみません、この項目1点だけ、ちょっと関連で質問させてください。私のほうにもいろいろな苦情というか、あるんですけど。

皆さんそうだと思いますが、よくやっている反面、多分行き届いていないこと。とりわけ、この間も言ったんですけど、清掃なんですよね。ホテルの中にあったらホテルの方がしてくれるのかもしれないんですけども、そうじゃないところに置かれているものについては、どうしても皆さん、ペットボトルをそこで捨てる、たばこの吸い殻をそこで捨てる。で、その清掃体制は事業者がやっているはずだということで、でも、やっていないという。想像すればトラックで来て、よいしょと、あれだけ重いものを運び込む人たちが同時に清掃というのはなかなか難しいんだろうと。そこら辺の、端的に言いますと、シルバー人材センターなどを含めて清掃体制というものを少し目配りすべきではないか。それは区の側の責任なんではないかということが1点と、それ以外にも、路上にかなりオーバーに置かれてしまっている状況、大分改善されたということですけども、耳にするさまざまな苦情、来年度から本格実施ということもありましたので、目安箱じゃないですけども、やっぱり区のほうに、そういうネガティブ情報も、よかったことは言わないから当たり前で、そういう何か、議員は歩いていけば言われるわけですから、行政にもそういうことをちゃんと積み上げて、日々改善していくような体制も本格実施したらどうかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○山下環境まちづくり総務課長 今、委員からご指摘があったような内容につきましては、

区のほうに直接お電話がかかってくる場合もございますし、事業者のほうに直接かかってくる場合もございます。まず、区のほうにかかってきた場合には、区の職員のほうで速やかにその現場のほうに行きまして状況を確認し、職員のほうで、もちろんごみとかは片づけますけれども、その後、事業者のほうに連絡をして、その場所につきましては重点的に巡回のときに対応していただくようお願いしているところです。また、事業者のほうに苦情等があったことにつきましては、月に一回、事業者との定例会を開催しております。その中で情報共有をしているところです。その中で、もちろん苦情があったところにつきましては、どのように改善されたかということをお報告していただいているところで、まだポートの数が多いので、まだ十分に行き届いていないところもあるかもしれませんけれども、またそういったお声を真摯に受けとめまして、さらに改善していきたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 企業努力や行政努力についてはわかりますが、そのシステムとして、区のほうに電話をかけて職員に来てもらうなんていうのはよっぽどなこと。だけれども、それが日々の流れになっていくというのが、これ環境改善の予算ですので、環境改善が、ま、迷惑施設みたいになってしまうと近隣にも申しわけないということになると思うので、システムとして改善の方法も考えていただきたいというふうに申し上げたつもりなんです。だから、先ほどの質問ではないですけれども、行政が看板事業としてやっていることです。だから、企業内努力でやれるということであれば、それはやっていただいて、ただ、どうなっているのかというのは日々の情報が、現地の、何ですか、看板に区役所の電話番号って書いてあるんですかね。何らか、その情報が、例えば議会のほうで現場の情報を把握する上でも、ちゃんと積み上げられて、このぐらいの苦情については、清掃関係がこれだけある、ポートの外に散乱しているのはこのぐらいあるというようなことが報告できるような、やっぱり積み上げをしておくということも、より一年一年よくなっていく道筋じゃないかというふうに思うので、一応、きょう時間もありますので、そういうことをお伝えをして、ぜひ改善の方法を考えていただきたいというふうに思います。

○山下環境まちづくり総務課長 ただいまの意見を踏まえまして、事業者から報告を受けている状況も適宜議会のほうに報告をしていき、ご意見をいただいて、より改善していきたいというふうに考えてございます。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと——いいですかね、環境まちづくりの総務費については……

○木村委員 ほかの。

○はやお分科会長 ほかに、はい。じゃあ、この総務費のところ、ほかのところの事業。木村委員。

○木村委員 9番目の屋外広告物・看板等の安全推進なんです。これ何年か前にも2カ年事業でやられたと思うんですけれども、要するに今後、安全ということもあって、定期的にサイクル、何年か置きにやっていくということになったんでしょうか。ちょっとその辺だけ確認させてください。

○山下環境まちづくり総務課長 前は平成24年、25年で実施させていただいてございます。こちら看板の状況が、やっぱり年々変わってきてございますので、一定の期間を



置きましたということで、今年度と来年度に、2カ年で千代田区全体の看板の状況を調査するということでございます。

○木村委員 大体何年置きということになるのか、それから、今後もそのサイクルでやっていくということなんでしょうかね。大体何年ぐらい置きぐらいやってくるのか。

○山下環境まちづくり総務課長 おおむね5年程度では1回、1周する感じでやっていきたいというふうに考えてございます。

○木村委員 うん、なるほど。いいです、いいです。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○米田委員 放置自転車対策について、ちょっと短く伺います。

さまざま回っていただいて、時間の短縮もやっていただいて回収していただいていると、違法にとめている。ただ、公園の中に関してはできない。公園の中でも結構邪魔されている自転車がある地域があるんです。そういったクレームも、私、受けています。そういったときに、公園の中は持っていくことができない。で、いい自転車に限ってすごいチェーン対策をやっていて、なかなか難しいというのもあるんですよ。公園の中はやっぱりまだ持っていけないんですか、自転車。

○山下環境まちづくり総務課長 公園の中というのは誰でも置けるので、それを速攻撤去することはできないんですけども、そういったチェーンをかけているとか、そういった悪質な事例の場合には、こちらのほうでも警告をさせていただくというところはさせていただいております。

○米田委員 確かにそうなんですよね、子どもさんと来たときに、自転車で来た、その自転車を撤去する、こんなことは言うつもりは全くございません。ただ、僕が言っているのは、長時間鎖でチェーンをとめて、もっと言うと、朝出勤して夕方まで、もっと言うと夜まで毎日利用している方がいらっやって、その方に対しての撤去ができないと聞いているんですけど、警告は何度もされているんですよ。それは今後も撤去できないんですか。いわゆる悪質な方ですね。

○山下環境まちづくり総務課長 その辺はちょっと研究をさせていただいて、またご報告させていただければと思います。すみません。

○米田委員 はい、ぜひ。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますか。総務費のところ、ほかに。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、環境まちづくり総務費については終了いたします。

続きまして、204ページから205ページの環境保全費に入らせていただきます。何か説明がございますでしょうか。

○夏目環境政策課長 それでは、環境保全費についてご説明をさせていただきます。

初めに、ヒートアイランド対策の推進についてでございます。予算案の概要は162ページでございます。

本年度、クールスポットの創出といたしまして、四つの公園にドライ型ミストを設置いたしました。来年度は、新たに千鳥ヶ淵緑道と九段坂公園を加え、6カ所といたしまして、

千鳥ヶ淵緑道は遮熱性舗装を終えた代官町通りとともに涼風の道といたします。（「涼風の道」と呼ぶ者あり）

また、区内事業者等がミスト装置を設置する費用の助成を、昨年度と本年度の2カ年度について行ってきたところですが、本年度で設置箇所の数目標数を達する見込みのため、予定どおり拡充期間を終了いたします。

一方、イベントなどで利用する簡易なミスト装置のレンタル費用の助成メニューを設けますとともに、駐車場などの舗装面に遮熱性塗料による塗装を行う場合の費用の一部助成を拡充いたします。

予算額につきましては、事業者向けのミスト装置の設置助成の拡充期間の終了に伴いまして、1億円を減額する一方、遮熱性塗料による塗装費用助成等の拡充や、千鳥ヶ淵緑道等へのミスト装置設置に伴う約1,000万円の増で、ヒートアイランド対策事業全体で8,949万6,000円の減となっております。

次に、地球温暖化対策についてご説明いたします。予算案の概要は、隣の163ページでございます。

1番目の地球温暖化対策の推進は、2020年度、来年度が地球温暖化対策条例に定めますCO<sub>2</sub>排出量の削減対策目標年次に当たっておりますことから、地球温暖化対策条例と地球温暖化対策地域推進計画2015の取り組みを検証し、必要に応じて見直しを検討してまいります。また、これらと並行して昨年度公布されました「気候変動適応法」に基づきます地域気候変動適応計画の策定に向けた検討も行ってまいります。

次に、第4次実行計画の推進でございます。こちらは区有施設の低炭素化に取り組むものですが、令和2年度は、設備機器のエコチューニングに向けた調査を行います。エコチューニングといいますのは、隣の164ページにちょっと記載があるんですが、照明や空調などの設備機器を改修するのではなくて、使い方を見直すことでCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るものです。建物の快適性を確保しながら運用改善を図るもので、令和2年度に調査、3・4年度に実際の運用改善を実施する予定です。令和2年度は委託料として約962万円を計上しております。

説明は以上です。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑、質問を受けます。

○小枝委員 気候変動適応の、ちょっとどこに当たるのかあれですけども、熱分布、千代田区には大手町からずっとこの気象庁があったということでデータの蓄積もあり、また、区の熱意もあって、そういった熱分布図もとってきているわけですけども、経年でどう変化しているかの数値を確認をしていくということについての作業はどうなっていますか。

○夏目環境政策課長 気候変動適応計画の策定については、まず、これまでの気象の変化の状況を把握して、将来の気象の変化の状況を予測して、それに対する影響を、影響に対する対応策を考えていくということになります。その過程で、過去の気象データをやはりこちらのほうで分析をするんですが、気象庁のほうで発表しておりますデータを区のほうで集計しまして、ある程度、情報の集計ができております。今後、検討・検証を行っております会議体のほうにそのデータを出していきますので、その出したデータにつきましてはホームページにも公開していく予定です。

○小枝委員 その辺のデータについては議会のほうにも適宜示していただきたいというふうに思います。それで、その検証なり、それから今までの対策がどう効果があるのか、ドライミストにしても、遮熱性舗装にしてもということについては、何らか衛星からの、現実どうなったのかということをフォーカスしていけば検証可能だと思うんですけども、当たらない政策になってしまうといけないので、その辺も対策をされることになっていきますか。

○夏目環境政策課長 今、検証作業を行っているのが地球温暖化対策ということで、直接、今おっしゃられた熱分布が、そちらはヒートアイランド対策のほうに分類されるんですが、今そちらのデータというのは直接活用してないです。ヒートアイランド対策計画というのが平成18年5月に策定されて、それ以降改定をしておりますんで、この間、いろいろご指摘も受けているところで、その改定というか検証の必要性も感じているところです。また、その際には地域別に、やはりヒートアイランドの現象の傾向も違うということから、地域に応じた対策が必要だというご指摘も受けておりますので、今後、ヒートアイランド対策というのをちゃんと検証して見直しをしなければいけないと思いますが、その際には、改めて熱分布の状況ですとか、そういったものは把握する必要があると考えております。

○小枝委員 その際とはいつになるんですか。

○夏目環境政策課長 今、これまでの地球温暖化対策の取り組みの検証と今後の取り組みの検討、これからやるんですが、さらに気候変動適応策の検討というのが入っております、なかなか今、ヒートアイランド対策、ヒートアイランド対策も地球温暖化対策や気候変動適応策と共通する部分はあるんですが、ヒートアイランド対策に重点を置いて、ちょっとなかなかそこまで手が回らないという状況がありますので、その気候変動適応なり、地球温暖化対策の検証・検討が済み次第、なるべく早く着手をしたいなというふうに考えています。

○小枝委員 まあ、済み次第ということではいつになるのかなということがあります。ちょっときょうはここではそれ以上詰められませんので、もう一点。

今、明大通りを中心に、非常に道路整備方針のときに議論されたようなことが、緑で、今、オリンピックに向けてということで樹間を広げていくという、あのやり方が結構、現場の中で協議をされている、専門家と住民との協議というようなことが進んでいると。その議論の中で、一個一個改善されていくとは思いますが、期待をするところなんですけれども、以前よりプロポーザル方式での、これはちょっとまたいでしまうからここで議論できないのかもしれないけれども、価格だけでその剪定、強剪定をしていくような流れにならない、よりモデル、江戸川のようなモデル通りをつくって、職員の中にも専門性を持った方を配置して、そういった形で緑が覆う道をつくることによって本当の涼風、霧だけじゃなくて、ミストとか、それだけじゃなくて、そういうふうな形をつくっていくという議論がかねてより、ちょっとここは担当は無理ですかね。夏目課長のところじゃないか。そういうことと、何だ、リンクをしていくというようなことが必要じゃないかということですけど、ちょっと項目、ここじゃないかも。

○はやお分科会長 ここじゃない。

○小枝委員 ここじゃないというか、夏目課長じゃないかも。うん。

○はやお分科会長 ちょっと。はい。

環境政策課長。

○夏目環境政策課長 やはり緑化の推進ということで、そこはヒートアイランド対策には非常に重要な要素だと思っています。道路の整備に合わせて街路樹というのもきちんと、ある程度の幅員があるところには植えていこうというような方針も持っておるところですので、また、剪定の仕方については、そこはやはり工夫の余地があるということで、それはこれまでの道路整備方針の議論の中でもあったかと思います。そこは、また所管のほうと相談をさせていただきたいと思います。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○米田委員 ちょっと端的に、また質問させていただきます。

エコチューニングについてですけど、これ、エコチューニングの予算はこの書いているとおり1,474万丸々でよろしいですか。

○はやお分科会長 エコチューニング。

○米田委員 あ、ごめんなさい、163ページに書いている拡充で、第4次実行計画の推進で1,470万でついていますので、で、そこで、さっき課長がおっしゃった、エコチューニングとおっしゃっていましたね。

○夏目環境政策課長 第4次実行計画の事業の総額は1,474万となっておりますが、エコチューニングに関しましては、このうち961万8,000円ということで、主に建物、今のところ区有施設2棟を想定しているんですが、その調査経費ということになっております。

○米田委員 その2棟の施設のところで、考え方なんですけど、今のこの使っている設備をそのまま使ってCO<sub>2</sub>削減に向かった取り組みということなんで、例えばEMSとかIoTを使ってコントロールしていく、こういう機械を設備していくという、ことしは調査なんですけど、そういった調査経費でよろしいですか。

○夏目環境政策課長 今、委員がおっしゃられた項目も含めてですが、そのほかに、例えば冷暖房機器の風の流量を機械側で調整して……

○米田委員 チラーとかで。

○夏目環境政策課長 そうですね、抑えたりですとか、あとは、熱源機器の運転時間帯というのを機械側のほうで調整してとか、そういったかなり技術的な調整をして運用改善をしていくということで、そういった調査を行う予定になっております。

○米田委員 これで大きく削減できると僕も聞いたことがありますし、1回、質問もしたことがあります。で、あの――うーん。まあ、いいか。難しくなるから、やめよう。

○はやお分科会長 いや、いいよ。

○米田委員 いや、しっかりやっていただきたいなと思います。（発言する者あり）ほかのところからコントロールできるんですよね、いわゆるこの施設じゃなくてね、任せたり。この辺だけお聞かせください。

○夏目環境政策課長 そういった外部からウェブを使ってコントロールしてデータをとったりということもできるんですが、今回の2施設につきましては、直接施設に入って、その機械を調査して、で、調整項目を絞った上で次年度以降、実際にやっていくということをご想定しております。

○はやお分科会長 はい。

ほかに。

○木村委員 この予算概要で、「区のこれまでの地球温暖化対策を検証し、今後の方向性を検討」する、というふうに書かれてあります。それで、CO<sub>2</sub>の排出量がね、これ目標達成が困難と。で、90年度比で5%の削減にとどまったということなんですけれども、これは区全体の二酸化炭素排出量で、いわゆる排出係数ですね、90年度の排出係数だと確かに5%削減されるけれども、当該年度の調整後排出係数を使用して算定すると逆にふえていると、90年度比で。この排出係数の90年度排出係数と当該年度調整後排出係数、これをちょっとご説明いただければと思います。

○夏目環境政策課長 少しお待ちくださいませ。

1990年の排出係数が0.038キログラム／トンーCO<sub>2</sub>ということで、0.038だったと思います。で、直近が、平成29年度が0.047ということで、若干上がっているという状況になっております。

○木村委員 この排出係数の0.038と0.047、これは、いわゆる電源構成にかかわるものなんでしょうか。ちょっと、それ、ご説明ください。

○夏目環境政策課長 失礼しました。排出係数というのは、電力の排出係数になりますが、電力をつくる際にどのくらいCO<sub>2</sub>を出すかという、そういうような係数になっています。その数字が変わる理由というのが、例えば電源構成、何で電気を起こしているかによるんですけども、例えば火力発電とか石炭火力だとか、そういった、いわゆるCO<sub>2</sub>の発生量の多いものの割合が大きい場合には排出係数は高くなりますが、例えば水力ですとか太陽光ですとか原子力ですとか、CO<sub>2</sub>の排出が少ない電力、電源で構成、電源が多い場合には排出係数が低くなるという、そういうような状況になります。

○木村委員 この排出係数、千代田区だけではどうしても、これできないわけで、できるだけ電源構成を排出係数の少ないものにしていく、これが非常に大事なことだと思うんですよ。ただ、そうすると、CO<sub>2</sub>の排出量の実態というのは、実態というのは当該年度の調整後排出係数で計算したほうが、排出量の実態に沿っているんじゃないでしょうか。

○夏目環境政策課長 千代田区の場合は、千代田区で発電をしているわけではないんですが、その需要サイドで、使うほうでCO<sub>2</sub>をどのくらい使っているかというのを算定する際には、やはり当該年度の排出係数を用いるのが妥当だというふうに思います。ただ、千代田区の場合に、なぜ固定した排出係数を使っているかといいますと、千代田区のほうでの努力として省エネの努力をしております。省エネの結果、電力が減る、使用電力消費量が減るといったような努力をきちんとはかるためには排出係数を固定して、その電源構成の変化を受けないで評価をしたいということで今のところ、排出係数固定で評価をしているところです。ですので、参考値として、その年度の排出係数で計算した値についても公表はしているところです。

○木村委員 もちろん、また繰り返しますけれども、千代田区だけの努力で実現できることじゃないんで、それを前提とした上での質問なんだけれども、少なくとも千代田区の省エネの努力、これがよりわかりやすく見えるようにということで、90年度比の、90年度の排出係数を使って、その考え方もわかります。ただ、実態はね、現状は、もう2030年、本会議でも答弁されていましてけれども、2030年までのこの10年間で非常に

大事だと。1.5度までに抑えられるかどうかというのは、この10年間で大事だというときに、省エネの努力でこれだけ頑張ったという捉え方でいいのかと。これ、人類の生存にかかわる問題ですから、実態としてね、実態としてCO<sub>2</sub>を計画どおり削減していくという努力が、これは全世界に、もちろん一つの自治体でもそうですし、全世界で求められる、そういうことだと思うんですよ。そうすると、実態に基づいてCO<sub>2</sub>の排出量を計算し、それでどれだけ削減していくのかと。2030年度までにどれだけ削減するのか。2050年に、ゼロエミッションということを区長も言っているわけだから、答弁で。このままだったら、とてもゼロエミッションできないでしょう。これだけ頑張っています、どんなに胸張ったって、結果としてCO<sub>2</sub>ふえていますじゃ。その辺は、検証のやはり基本的スタンスとして、実態に見合った排出量と、それを踏まえた削減の目標というのを立てていく必要があるんじゃないかと思うんだけど、いかがでしょう。

○夏目環境政策課長 今、委員からいただいたお話につきましては、既にやっている検討部会、検証を行っている最中ですけども、そこでもご意見をいただいています。まだこれは結論が出ておりませんが、出た委員の意見の中に、例えばCO<sub>2</sub>排出、排出量を削減するには、第一に、建物であれば環境性能を上げて、第二に、それを、設備を高効率なものにして、できる限り省エネを推進して、その後に、使わざるを得ないエネルギーについては再生可能エネルギーに転換していくことは重要だということで、やっぱりエネルギーの、使用するエネルギーの削減の重要性というのは非常に言っています。

目標をどうするかという話の中では、やはりCO<sub>2</sub>排出量、総量の削減目標というのは必要でしょうということと、あと、やはりエネルギーを減らしていくということが大事なので、エネルギーの削減目標というの、きちんと並行して設定するのが望ましいんじゃないかと。あとは原単位ですね。床面積当たりですとか、世帯当たりですとか、そういった単位でのエネルギー使用量とCO<sub>2</sub>排出量の削減量というのを目標に置くべきだと。そのような意見をいただいています。

それにあわせて、CO<sub>2</sub>排出係数、固定でいくのかどうかということもご意見をいただいているところですので、今後の目標については、やはりCO<sub>2</sub>の削減量についても掲げるんだろうとは思いますが、エネルギー使用量や、何かそういったご意見も踏まえて、目標設定をするのと同時に、固定で考えるのか、あるいは毎年の排出係数を用いてちゃんと評価するのか、そこも検討をしていきたいと思っています。

○木村委員 ぜひ、ご検討いただければと思うんです。（発言する者あり）

それで、ほかの議員さんの質問に対する答弁で恐縮なんですけど、大串さん、やったよね、恐縮なんですけれども、対策目標をどうするのかということに対する部長のご答弁なんだけれども、その中で、国の目標との整合性、あるいは実行可能なということで、目標を考えていきたいという答弁だったと思うんですね。

で、国の目標というのが、50年でマイナス80%じゃないですか。要するに国際的なレベルだったら全然低いわけよ。だって、ゼロにしようと言っているのに。吸収と排出でね。といったときに、80%削減というレベルの国の目標に整合性を持たせるということで本当にいいのか。それから、実行可能な、まず目標があって、それを実現するためにどうするのかというのが本来のあるべき姿であって、実行可能な目標というね、非常に消極的な印象があったんですよ。その辺のことと、50年のをゼロにしていく、ゼロエミッシ

ョンという、この宣言との矛盾というのがないのか、ちょっとその辺ご説明ください。

○夏目環境政策課長 本会議でゼロエミッションということ掲げたということに関してについてなんですが、まずゼロエミッションですとか脱炭素社会だとか、あと、最近、ゼロカーボンシティなんていう言い方があるんですが、そういったものについては、いろんな団体でそういった宣言をしたりとか、あと、東京も「ゼロエミッション東京宣言」というのを掲げたりしています。それが行政上どういう位置づけなのかというときに、やはり行政目標、行政計画の目標とは別で、宣言とか、言い方は悪いんですが、共通のイメージというような捉え方をしています。

一方、本会議の場で、我々のほうで積み上げによる実行可能なというのは、やはり何か目標を設定するときには、基本的には根拠があるということプラスアルファというのがあると思いますが、そういった目標を掲げたいなと思っています。

最近多いのは、他団体で多いのが、2030年を目標に置き、さらに、その先の2050年に目標を置くということで、2050年の目標というのは、やはり国と同じように、数字で掲げる場合には80%と掲げているところが大多数です。

○木村委員 うん。

○夏目環境政策課長 私が見たところでは、全てが80%です。その80%という数字も、ゼロエミッションという言葉について、2030年以降のいろんなイノベーション、国は非連続のイノベーションという言い方をしていますが、非連続のイノベーションというのは、ある日突然すごい技術が出てきて、連続という積み上げではなくて、ある日突然すごい技術が出てくることを非連続と言うようですが、そういうところも期待した80%ということになっています。

ですので、我々のほうとしては、何年に目標を置くかというのは、これから検討するんですけども、あくまでも目標を共有するイメージとしてのゼロエミッションという言葉と、その手前の2030か、何年かというのはこれから検討ですけど、その辺の実行可能な目標を並行して定めていくべきかなというふうに今のところは考えています。

○木村委員 ぜひ、楽しみに待っていますので、お示しいただけたらと思います。

ただ、ちょっと石炭火力を何とかやめてもらわないと、どうしようもないよね。（「石炭」と呼ぶ者あり）

で、ちょっと、一つ伺いたいんですけども、マンションへの再生可能エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電システムを設置する費用を助成する、と。非常にいいことだと思うんだけど、そうすると、日影規制の新たなルールが必要なんじゃないでしょうかね。一方で超高層ビルを可能にしている、太陽光システムといたって、日影になっちゃったらだめなわけなので、日影規制の新たなルールというのが必要になってくるんじゃないかと思うんだけど、いかがでしょう。

○夏目環境政策課長 今回、省エネ改修助成の中に、マンションへの再生可能エネルギー普及ということで、太陽光発電システムと、蓄電池の設置に関しても助成をしようということで、なぜこれを入れたかといいますと、やはりこれは件数はそんなに多くないんですが、やはりご要望がというか、ご相談が何件かあるんです、毎年。で、区としても、何かあったとき自分で電力を発電できるというシステムを持っているということは安心ですので、そういったことにも応えるために、メニューとして設けたということです。

やはり千代田区みたいに建物の高さがまちまちなところについては、太陽光発電というのは、なかなか難しいところもあると思うんですが、我々としては、ご希望があるところにやはり支援していきたいという趣旨でメニューを設けておりますので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

○木村委員 区民の要望に添えていくという姿勢は、これ、評価したいと思うんですよ。ただ、設置してよ、またその隣に高いのができちゃって、太陽光システムを使えなくなっちゃったなんていったら、これは問題でしょう。そうすると、あわせて何らかのルール化というのは、ルールの検討も必要になってくるんじゃないかな。まあ、環境政策課で答えられ……

○はやお分科会長 ちょっと無理だな。

○木村委員 ないと思うんだけども。設置した場合ね。

○夏目環境政策課長 なかなか、後から建ってしまうということに関して、対抗するのは難しいとは思いますが、我々の環境サイドの思いとしては、やはり使うご希望のある方に対して手を差し伸べるというスタンスですので、そこはまたまちで、まち場のほうでルールづくりをされるということであると思いますので、我々としては今できることをやっていくというふうに考えております。（発言する者あり）

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。では、ここの環境保全費、ここのところも終了させていただきます。

休憩します。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○はやお分科会長 再開いたします。

それでは、公害対策費に入らせていただきます。

何か執行機関から説明はありますか。

○夏目環境政策課長 それでは、公害対策費についてご説明いたします。

予算説明書は206ページ、207ページとなります。

こちらの事業番号2番、大気汚染調査についてですが、こちらは本年度1,022万5,000円計上しているところですが、令和2年度は849万9,000円ということで、170万円、約17%程度減少をしております。こちらにつきましては、平成23年度から実施しております空間放射線量測定について、これまで区内、公園等6カ所で、それぞれ2週間に1回測定していたものを2カ月に1回の測定に変更するためでございます。

測定回数を減らす理由につきましては、これまでの間、区内の測定値については、国際放射線防護委員会が勧告している年間1ミリシーベルトを大きく下回っている状況が継続しているということ、既に原子力規制庁が全国に4,370カ所、23内にも5カ所のモニタリングポストを整備しておりまして、常時監視体制が敷かれ、都内のリアルタイムでの空間放射線量の把握が可能であるためでございます。

説明は以上です。



○はやお分科会長 はい。

このところにつきまして、質疑、質問。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、206ページ、207ページの公害対策費について終了いたします。

そうしまして、環境まちづくり管理費の項を終了します。

それでは、休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後1時15分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

環境まちづくり費、都市整備費の項に入ります。208ページから211ページです。

まず初めに都市整備総務費、208ページから209ページ、このところにつきまして、何か説明はございますでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 それでは、私のほうから都市整備総務費、項番2の（3）景観計画の策定等ということで、予算の概要では160ページになりますけれども、こちらのほうで補足して説明をさせていただきます。

景観計画の策定につきましては、特別委員会で鋭意ご議論いただき、また、あわせて条例については企画総務委員会の中でご審議をいただいているところでございますけれども、令和2年度の予算は、新たな景観条例、景観計画を運用する上で課題となっております屋外広告物、その指導のあり方についてのガイドラインを策定するというところを中心に取り組みますということで、160ページに記載をさせていただいております。

屋外広告物につきましては、ポイントにもございますように、ガイドラインとして、屋外広告物自体の許可申請については、当区では環境まちづくり総務課のほうで取り組んでいるところなんですけれども、それにあわせて、景観条例のほうで、その内容についての指導と、誘導という形で、していきたいというところでございます。

先般の常任委員会の中でもご議論がありましたように、屋外広告物、特に都心部における屋外広告物につきましては、新しい動き、デジタルサイネージとか、国際的なイベントにおけるシティドレッシングですとか、そういったところも展開されてきておりますので、そのあたりの動きも踏まえつつ、また、一方で非常に地域特性が豊かな千代田区でございますので、地域特性に対応した内容となるように、策定の検討を進めてまいります。

総務費につきましては、以上でございます。

○はやお分科会長 はい。

それでは、質疑、質問を受けます。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、都市整備総務費については終了いたします。

続きまして、2、地域整備費、208ページから209ページ。

このところで執行機関からの説明はございますか。

○佐藤地域まちづくり課長 それでは、第2目、地域整備費につきまして、概要をご説明させていただきます。

まず、1番でございます。地区の計画等の検討というところでございます。この部分で

ございますけれども、今年度は地区整備プランの作成と地区計画制度の適用というところで、二つの項目になっておりました。この部分で、執行率が非常に悪いと。悪いというのは、新しい地区の部分の予算を計上していたと。それぞれで計上していた部分がございます。そういったことから、ここの二つの事業を統合を行いました。統合を行いまして、地区計画等の検討でございます。

予算案の概要、141ページでございます。本年度は、六番町偶数番地地区の調査・検討費用を計上しているところでございます。それと、新規地区の対応、1地区というところの部分の計上させていただいております。

次に、2でございます。地域別まちづくりの推進でございます。予算案の概要は139ページ、140ページでございます。予算案の概要の139ページ、上段の部分に、来年度予算ということで3,485万3,000円計上させていただいております。前年度の予算額が3億5,600万円と、かなり金額がございますけれども、前年度の部分につきましては、このうち3億2,000万円につきましては、御茶ノ水駅聖橋口広場の整備の負担金のほうを計上してございますので、その差があるというところでございます。地域別まちづくりでございますけれども、来年度につきましても、引き続き、秋葉原地域、飯田橋・富士見地域、神田駿河台地域、神田駅周辺地域、この4地域につきまして、ハード、ソフトの両面から、引き続き、まちづくりに取り組んでまいります。

一番最後、3番でございます。最後に、九段下まちかど広場の維持管理でございます。昨年4月より供用を開始いたしました、九段下まちかど広場の広場管理等に係る経費を計上させていただいております。

ご説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けます。

○林委員 209ページの、今の3番の九段下まちかど広場の維持管理についてです。事務事業概要ですと277ページから始まるんですが、私も利用させていただいたり、朝見ると、大変多くの子どもたちがボール遊び等々をやっている現状があります。いかに広場がない千代田区というのが補填されているのかなと思うんですけれども、事務事業概要の278ページを見ますと、令和4年11月には返さなくてはいけないという形になっていきます。いつまでも、これ、住友銀行さんだから、SMBCという、ちょっとグループ名の長い形なんですけど、お借りすることはできないのは承知の上で、こういった広場というのは、現状認識ですよ、空地・空間というのは必要だという位置づけなのかどうか。令和4年11月以降。

○佐藤地域まちづくり課長 九段下広場という限定でよろしいですね。区域全体と——千代田区全域ということではなくて。

○林委員 まあ、どちらでもいいですよ。大丈夫です。

○佐藤地域まちづくり課長 千代田区全域のほうのお話をさせていただきますと、やはり地域によっての特性がございます。地域の中で不足している広場、あるいは緑地という部分もあったりするところがありますので、それは地域の特性に応じた形での対応が必要になってくると。やはりある程度都心の中で公園等がございますけれども、広場等は不足しているという認識はございます。

一方で、九段下広場のところでございますけれども、昨今、特によく使われており、また、子どもの広場の部分、子どもたちが非常に楽しく遊んでいる部分がございます。で、今借りている状態でございますので、期限が来たら返さなければいけないということもございますので、さまざまな建てかえ等の機会を捉えて、そういったものが整備できないかというものもあわせて、当然必要であるというところの認識はございますので、そういったときに合わせて、整備のほうを検討してまいりたいというふうに思っております。

○林委員 もうちょっと伺います。すみません。

わかりました。要は空地で遊び場というのがあればあるにこしたことがないと。実際、子どもの人口が急増しているというので、どこか区内には、今後、今お借りしているところがクローズした場合でも、新たに大きな土地が仮に出てきたときには、積極的に区のほうも働きかけですとか、購入も含めてなのか、借りるのが前提なのか、いろんな面があると思うんですけど、ここは当然視野に入って、必要性があるという認識でよろしいのか。というのが、区役所のここの場面というのは、ちょっと、人、よく、住んでいる人とは離れたところでも、これだけの子どもたちが来るんですから、今後、例えばですよ、ちょっと坂上に行ったところでも広大な土地があった場合には、これはもう、ぜひ、区として、さまざまな利用形態を含めて、購入なり借りたりというのは、下でもいいんですけども、考えていく大きなきっかけになるような位置づけなのかなというのが一つ。

もう一つが、広場のところで、またこれは後半に続くんですけども、違うところで、今、人工芝、コンクリートの上に人工芝が敷いてあって、ネットがある、子どもがたくさん遊んでいる場所、もう一つが、ウッドデッキで、サラリーマンの方がたまにお弁当とか、お茶とかを飲んでいらっしゃる。ここの利用形態というのは、どういうふうに把握されているんですか。ニーズで空地がいいのかウッドデッキがいいのかというのをどういうふうに判断されているのか、お答えください。

○佐藤地域まちづくり課長 まず、まちづくりの部署の立場として、地域にとって、広場であるとか、空地、緑地が必要であると。ちょっと、購入の部分につきましては、ちょっと私のほうからは、なかなかあれでございますけれども。

それと、人工芝とウッドデッキのお話でございます。人工芝部分につきましては、設置する際に、担当部署との協議の中で、小さい子どもが転んでけがをしたりとか、そういった部分があるので、非常にやわらかいような形で人工芝がよいのではないかと。そういうようなお話がありまして、そういう形で、子どもの遊び場の部分については、人工芝にしております。ウッドデッキの部分でございますけれども、今借りている土地自体が、地下に構造物がございます、広場の部分、真ん中にウッドデッキ、大きいのがございますけど、実はあそこ、大きな穴があいているところがございます。で、コンクリートを打って塞ぐという方法もあるんですけども、先方との借りている約束の中で、構造物をいじるということができないというところがございましたので、安全対策として穴を塞ぐために、ウッドデッキをちょっと整備したというところでございます。

○林委員 わかりました。人工芝のメリット、デメリットというのは、雨が降った後というのが相当濡れていまして、かなり、もう使えないというのが、土よりもひどいんじゃないかなというぐらいのあそこであるので、これは課題としてきっとあるんでしょう。

もう一つが、子どもの利用というのが、要は平地にできない場所にやむを得ずウッドデ

ッキをつくってみたというのが九段下広場なわけですよ。ここが遊び場として活用できているのか、できていないのかという、現状把握はどうされているのか。していないなら、していないで、これからやってもらわなくちゃいけないんですけど、子どもたちが限られたスペースで遊ぶんですけど、かなり広い場所がウッドデッキになっているので、これが今後の千代田区の公園の整備に向けて参考例になるのか、ならないのかというのを確認したいんですね。子どもたちが使えるのか、使えないのかというのは。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 まちかど広場の使用形態については、きちんとした調査はしておりません。ただ、状況を見ますと、基本的には子どもさんの利用はこどもひろばのほうでやっておられますので、どちらかということ、一般の方というか、大人の方の利用が多いかなというような把握はしております。

○林委員 体感的に、私も電車で来たとき、毎日、朝とか帰りとか夕方、出入りを含めて見ると、実際、そうですよね。かなり、こう。で、限定されて、要は平らな土地にできないところというのは、ウッドデッキでもしょうがないのかもしれない。今の説明にあるとおり。そうでないところは、もし仮に広い面でできるんだとしたら、かなりこう、お休みのときとか、人工芝、ネットがあるところというのは、人口密度が非常に高い形で、グロームなんか壊れちゃっている、ビニールの、でも、ボールはそのまま素手でやりとりしたりという形で、実際、ニーズを、今までの経験則と、令和4年だから、もう、すぐ撤去されるのはわかっているわけですよ。ここまでの間で、ちょっと利用実態をつかんでいただきたいと思うんですよ。ウッドデッキで実際ボール遊びができるのか、鬼ごっこができるのか、隠れんぼうができるのかということ、できるのかできないのかということ、せっかく巨額なお金をかけて整備して、撤去までする、それもたった5年間程度のところでやるわけですから、膨大な実験材料としては、それぐらいのニーズ調査というんですかね、利用実態の調査をして、やれば、いい勉強量になりましたねという形で、区民にも今後の未来の子どもたちにも十二分に還元できるのかなと思うんですけど、その辺は、実態というのはやっぱり子ども部がやらなくちゃいけないのかな。環境まちづくり部は、できないんですかね。できないんだとしたら、ちょっと働きかけて、全庁的にちょっとやっていただきたいんですが。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 今、ちょっと、すみません、所管の話を申し上げますと、まちかど広場のほうにつきましては、当課のほうで管理等をしておりますけれども、こどもひろばのほうは子ども部のほうでやっておりますので、こどもひろばについては子ども部のほうで、利用実態をちょっと把握していただく必要はあるかなというふうに思っております。

で、あの……

○林委員 ウッドデッキのほう。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 はい。ウッドデッキのほうにつきましては、こちらのほうで所掌しておりますので、利用実態については、今後少し何か把握できないかということ、ちょっと考えてまいりたいと思っております。ただ、やっぱり暫定ということもありますし、かなり広場としての整備自体は、余りまちかど広場のほうはそんなに費用もかけていないような整備でありますので、実際の公園とか、そういったもののような形での利用まではなかなか想定していないものですから、ちょっと、かなり簡易なつくりとい

う前提での利用実態の把握というふうになってしまうのかなというふうに思っております。

○はやお分科会長 いいですか。

○林委員 はい。

○はやお分科会長 はい。

ほかに。

○岩田委員 関連なんですけども、九段下まちかど広場のところに喫煙トレーラーがあると思うんですけども、これはここでやるべきなのか、それともたばこのほうでやるべきなのか、あれですけども、ここでも大丈夫ですか。

○はやお分科会長 ちょっと、どうなのか、内容で。

○岩田委員 あ、内容で。

○はやお分科会長 うん。あそこに置くなということ。

○岩田委員 まあ、そうですね。というか、そういう、子どもはたくさんいて、遊ぶ場所に、そういう喫煙トレーラーを置いて、そういう、何ていうんですかね、区民の方から、うーん、何かお叱りみたいなの、そういうのはない感じですかね。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 喫煙トレーラーがあることについての問い合わせということについては、特に、私のちょっと把握している範囲では聞いていないところです。はい。

○はやお分科会長 結局ね、今後、子どもといいながらも、ウッドデッキのところだから、大人が中心でしょうねと。そういうところではなかったねって。けども、例えば子ども部との関係って、もしか出てきたりすると、その辺のところというのは、まだ全庁的には、利用実態についてのそういうクレームなことについては、聞いていないのか、確認していないのか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 そういう意味では、正確に庁内の例えば子ども部でのお問い合わせまでは、きちんと把握しておりませんので、そういった、もし必要があるのであれば、ちょっと子ども部のほうとも少し確認をしていく必要があるかなというふうに思っております。

○はやお分科会長 いいですか、それで。（発言する者あり）いいですね。（発言する者あり）別のことを言えと。（発言する者あり）

はい。小枝委員。

○小枝委員 苦情というか、子どもに限らずなんですけれども、私は鈍感なほうだから、たばこのにおいては全然気にならない体質なんですけども、気になる方にとっては、物すごく気になるらしくて、区役所に来る道で必ず前を通らなきゃいけないというクレームもありましたし、（発言する者あり）庁内的に、（発言する者あり）クレームが出ていないということは考えられないので、じゃあ、どこだったらいいのかというのは、トレーラーをまるで置くことを想定したかのような広場のつくりにもなっているんで、もう、それを置かなくなったら、じゃあ、何を置くのよということになっちゃうのかもしれないんですけど、まず、苦情については確認、把握をちゃんとしてもらいたいんですね。した上で、もう少し、何だろう、川沿いであるとか、何かもっと適地に置く方法がないのかというのは、やっぱり協議してもらったほうがいいのではないかなというふうに思います。知恵を尽くした上で、ここしかどうしてもないのであれば、いたし方ないかもしれませんが、苦

情はあります。あります。ええ。ので、再検討を可能な限り。そのために動くトレーラーなんですものね。動かないものじゃないので。トレーラーは動くわけだから、うん、適地を探してもらいたい。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 喫煙トレーラーの場所につきましては、あそこの広場を管轄する地域まちづくり課のほうに、生活安全課のほうから置けないかという問い合わせがありまして、それで場所を、ここならできるということで、あそこの場所に結局しているんですけれども、ちょっとトレーラー自体を置くこと自体も、実際には重さがかなりあると思いますので、そういった重いものですね、実は今フェンスがあるところの中は、地面じゃなくて、地下躯体がそのままになって、あいているような状態になっていますので、その上には多分、恐らくあのトレーラーが置けないようなつくりになっているということがありまして、やむを得ずというわけじゃないんですけども、今置いているところは地面になっていますので、ちょっと重いものも置けるという状況があって、そういう技術的なというか、構造的なことも配慮した上で、今、あの場所になっております。そういう意味では、苦情等をきちっと考慮した、想定した上での場所ではないかもしれませんが、今、技術的な問題として、あの場所に今配置しているということにしております。

○はやお分科会長 いいですか。

○小枝委員 うーん。いや、よくはないですけど。（「あそこしかないんだ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 いいですか。はい。それでは、地域整備費について、終了いたします。続きまして、住宅整備費に入ります。208ページから211ページ。

執行機関からの説明はございますか。

○加藤住宅課長 それでは、208ページから211ページまで、住宅整備費についてのご説明のほうをさせていただければと思います。

予算概要の143ページのほうをごらんください。次世代育成住宅助成ということで、1億5,052万8,000円の計上のほうをさせていただいております。こちらの予算書のほうにつきましては、ページ数が211ページのほうになります。項目8番になります。

今年度、令和元年度の予算としましては、予算概要の括弧書きのほうに書いてありますとおり、1億6,921万2,000円という形になってございますが、決算額等々の精査のほうをした結果、1億5,000万余という形の予算計上のほうをさせていただいたところでございます。

それと、予算概要の214ページをごらんください。

○はやお分科会長 214ページ。

○加藤住宅課長 予算概要214ページで、事業の終了・見直し等による効果額ということで、こちらのほうに住宅転用助成のほうを掲載させていただきました。決算特別委員会の分科会のときにでもご指摘をいただいたところでございますが、人口回復を命題にうたった事業でございました。こちらにつきましては、目的を達成したというふうに考えまして、こちらにつきましては、事業のほうの終了のほうをさせていただいたところで

ございます。

説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑、質問を受けます。

○木村委員 今のご説明いただいたところでないところなんですけども、公共住宅の管理運営で、修繕負担区分の見直しというのは、新年度予算案の中では計上されているのかどうか、ちょっとご説明いただければと思います。

○加藤住宅課長 こちらの民法改正に伴う使用者負担の区分の基準といったところの見直しといったところも、前回の——前回というか、決特の中でご指摘をいただいたところがございます。せんだって、いろいろ見直しのほうをさせていただいたところがございますが、こちらにつきましては、入居中の修繕をどうするかといったところで、いろいろ考えさせていただきました。

まず、退去のときに、経年劣化については、区のほうで当然持つといったところ。ただ、入居者の方の故意による何か故障等々あった場合については、それはもう入居者の方の負担にさせていただくといったところがございます。入居中のときの修繕の区分のほうをどうするかという形で、さまざま課内で議論をして、その結果でございますが、入居者の方々の生命、また財産にかかわる部分については、（発言する者あり）すみません。それで、入居者の生命・財産にかかわる部分については、区のほうで持たせていただきたいと思っております。特に水回りの設備に関しましては、特に消耗が激しいといったところで、そういうところにつきましては、区のほうで持たせていただきたいと。

それと、電気・ガスといったところについても、水回り同様、故障時には、ご自身だけではなくて、ほかの入居者の方々にも大きな迷惑をかける可能性があるといったところを踏まえまして、要はライフラインという、水道・下水道——上下水道、ガス、電気の部分につきましては、区のほうで負担をさせていただきたいと思えます。

それ以外の項目につきましては、ちょっと今回は入居者の方々に持っていただきたいというふうに考えてございますが、今回の改定では、そういう形でやらさせていただきたいと思っております。今後につきましては、他の自治体やUR、またJKKなど、東京都の状況等々も鑑みまして、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

○木村委員 生命・財産にかかわる部分、電気とかガスとか水回り部分、これはある意味当然じゃないかと思うんだけど、今回——要するに今まではもう全部居住者の負担だったんですか。ガスとか。ガスって、何、どういうところ。

○はやお分科会長 ガスとか。（「ガスはわかんない」と呼ぶ者あり）

○木村委員 えっ。

○はやお分科会長 住宅課長。

○加藤住宅課長 ガスにつきましては、入居者の方々の負担といったところで、ガス管自体の補修については、当然、区のほうで負担のほうをさせていただくというところですが、それ以外の部分につきましては、居住者の方々に今までご負担をいただいているという形になります。

それ以外の例えば電気等々につきましては、コンセントやスイッチに何かふぐあいがあったという場合につきましては、ちょっとこれは入居者の方々に今までお願いをしている

ところなんです、今回の改定で、テレビの端子から住宅用の分電盤や非常警報装置、また、高齢者の方々の緊急通報ボタン等々につきましては、区のほうで負担をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○木村委員 ふーん。それは、また詳細なものというのは、別途ご報告いただ——まあ、予算委員会、まあ、常任委員会になると思うんだけど、議会のほうにご報告いただくことは可能なんじゃないかな。

○加藤住宅課長 予算委員会の、常任委員会等々でご報告のほうをさせていただきたいのと、あと、入居者の方々にも……

○木村委員 説明してね……

○加藤住宅課長 当然、改定しましたという形で、今回の条例の改正も、これから最終的なご議決をいただくところでございますが、そういったことにつきましても、入居者の方々にも通知のほうをさせていただきたいと思っております。

○木村委員 はい、わかりました。

○はやお分科会長 いいですか。

○木村委員 はい。

○はやお分科会長 はい。

じゃあ、また別の場で議会に報告をお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村委員 ほかの項もいいですか。

○はやお分科会長 ほかの項もいいですよ。はい、木村委員。……で、びっくりしちゃった。（「一番の山だよ、ここは」と呼ぶ者あり）ここは木村さん、頑張らなくちゃ。（「山は別のところにとっておこうよ」と呼ぶ者あり）

○木村委員 山は次の次なんですけど。（発言する者あり）

○はやお分科会長 次の次だって。

○木村委員 高齢者等民間賃貸住宅入居支援って、あるじゃないですか。6の（1）ですね。これは入居されるときに保証料みたいなやつ、滞納時の民間の信用保証のあれ……

○はやお分科会長 全部で40万だよな。

○木村委員 保証会社への保証料の助成でしたかね。

○はやお分科会長 はい。これ、事務事業概要237ページのところだよな。答弁求めます。

○加藤住宅課長 今、分科会長おっしゃっていただいたとおり、事務事業概要237ページのほうに記載のほうがございます。こちらについては、予算書のほうの211ページのほうの（1）、（2）という形で記載がございます。こちらの高齢者住み替え・共同建て替え等の支援につきましては、二つの大きな事業があるという形になってございます。

一つ目は、高齢者と民間住宅の賃貸住宅の入居支援ということで、今、木村委員がおっしゃっていただいたところになろうかなと思います。

もう一つのほうが、高齢者向けの返済特例制度助成ということで、現在お住まいところが建てかえや、マンションの建てかえ後、引き続き居住するために必要な資金等々あった場合については、区が費用の一部を助成するという制度でございます。

○はやお分科会長 木村委員。



○木村委員 以前も決算の分科会でご要望させていただいたかな。この（１）の高齢者等民間賃貸住宅入居支援、これは非常に、利用できる方にとってはありがたい制度だと思うんですよ。ただ、保証会社が特定されているので、あっせんしてくれた仲介業者の方と、あるいはオーナーさんの指定した保証会社でないと助成の対象にならないという、そういう状況があって、なかなか使えない。それで、これを見ると、やっぱり実績がゼロという状況になっているわけですよ。この辺は、それぞれ、例えば高齢者のひとり暮らしだとか、高齢者世帯に住宅を貸してくださるといのは、非常にこれはありがたいことで、本当に断られる、年齢で断られるケースというの是非常に多いわけですよ。そういう中で、せっかく貸してくれるのに、保証会社が区の指定している保証会社でないがゆえに、この制度を利用できないと。この保証会社ですよということではなくて、オーナーさんが指定する保証会社で、かつ金額を超える、高いというんだったら、それは上限を設けてもいいと思うんですけども、その辺の柔軟な運用というのをですね、ぜひ、またご検討いただけないか、再度求めたいと思うんです。

○加藤住宅課長 保証会社につきまして、保証会社自体の数が少ないというご指摘もございましたので、現在、保証会社の数をふやすべく、ちょっと今年度、ちょっと協議が調わずに、今年度いっぱいにはちょっと難しいんですが、来年度早々に、協議が調えば……

○木村委員 あ、そうですか。

○加藤住宅課長 はい。保証会社が３社程度ふえる見込みがございますので、ちょっとそれ自体は進めさせていただきたいとは思っております。

あとは、今ご提案があった、要はオーナーが保証会社を指定してきたときに、その場合に、この制度の適用ができるかどうか、ちょっと、こちらについては、ちょっと他の自治体のほうの事例等々も研究させていただいて、検討のほうを進めさせていただきたいと思っております。

○木村委員 はい。じゃあ。

○はやお分科会長 はい。いいですか。

○木村委員 はい。

○はやお分科会長 はい。

ほかに、この事業については、あと、ほかに、何かこの住宅整備費の中でありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、住宅整備費について、終了いたします。

続きまして、建築事務費、210ページから211ページに入ります。

執行機関からの説明はございますか。

○齊藤建築指導課長 それでは、目の4、建築事務費の3番、建物の耐震化等促進事業についてご説明させていただきます。お手元の予算案の概要におきましては、153ページをごらんください。153ページ、154ページをごらんください。

本事業の中身といたしましては、地震時における建築物の安全性の向上を図るためや、区民の事業者が建物の耐震診断や補強設計、除却や補強工事等を進めることに対し、アドバイザーの派遣や補助制度を設け、支援を行う事業でございます。

まず、建物の耐震化等促進事業としましては、予算案の概要の当該ページの中段にあり

まず助成内容をごらんください。耐震補助として、上から順にマンション、事務所ビル等、木造住宅、特定緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀の5項目に加えて、土砂災害特別警戒区域内の既存建物における土砂を防ぐ塀の設置や外壁の改修及び改築の助成を掲載させていただきます。

昨年度からの助成内容の拡充につきましては、その下のポイントに記載をいたしております。

まず、マンションの耐震化促進助成でございますが、現状、区内のマンションは緊急輸送道路ではない一般の道路沿道に多く存在しております。このうち旧耐震のマンションは、耐震診断から先の耐震化が進まない状況が多く見られます。マンションの耐震化が進まない理由としては、意思形成など、さまざまな要因が挙げられますが、中でも改修費用負担の問題は大きな要因となっております。今回、平成31年4月より、国及び都の補助金において、一般沿道マンションの耐震改修等の補助率等が23%から3分の1に拡充されたことを受けて、区もこれらの拡充を最大限に活用して、マンションの耐震化に対する支援を強化いたしたいと思っております。

2点目としましては、昨年9月に東京都より、千代田区内の土砂災害警戒区域が指定されましたが、特別警戒区域内の既存建築物に対しては、改築や増築の際に、建築基準法で土砂の流入等に対して安全となるような構造規制がかかります。崖下の既存建築物に対する耐震対策工事については、国の補助制度があるため、区では次年度より、この補助制度を最大限活用した助成制度を新たに設けたいと考えております。対象は個人または中小企業が所有する建築物の防護壁の設置や外壁の改修・改築でございますが、事務所等の一般建築は工事費の23%を助成します。また、住宅については、工事費の2分の1を助成することとしております。

続いて、新規事業としまして、耐震改修促進計画の改定でございます。区では、区内の建築物の耐震診断や耐震改修等を計画的に進め、大地震の被害から区民の生命及び財産を守り、地震に強く、安全で安心なまちづくりを目指すために、平成20年4月に、千代田区耐震改修促進計画を策定しました。本計画の最終改定は平成28年4月で、平成32年度（令和2年度）までの計画期間となっているため、改定の作業を行うものでございます。改定に際しては、これまでの耐震化促進の状況や課題を総括的に把握し、その解決に向けた施策を検討するなど、令和3年4月の改定を目指して作業をするものでございます。

最後に、建物の耐震化等促進事業としまして、昨年の予算としましては、6億2,000余でございますが、本年度は4億6,817万8,000円を計上してございまして、昨年に比べまして75%となっております。

説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑、質問を受けます。

○林委員 3番の建物の耐震化等促進事業で、事務事業概要が154ページ、予算のあらましが153ページ、みらいプロジェクトが34ページです。

昨年来というか、以前もあったんですが、まず、予算のあらましの153ページには「拡充」と書いてあるんですが、予算を見ますと、昨年度に比べて1億6,000万ぐらい減額となっていると。これで拡充というのは相当な違和感があるんですけども、ここ

が磨き上げ、事業の磨き上げのポイントだということがあれば、1億6,000万減らしても、どういうところになるのか説明してください。

○齊藤建築指導課長 予算としては減額ということですが、拡充という内容ということでご質問を受けたと思います。（発言する者あり）

事業としましては、補助の内容としまして拡充したということで、拡充になっておりますけれども、実際に、昨年、決算特別委員会でもご指摘を受けておりましたけれども、執行率の低い状況ということでございました。その後、予算を策定する段階におきまして、さまざまな決算、執行の要因というところを、原因を検討しておりました。

一つは、助成件数や工事規模の要因としましては、工事規模、予算は限度額として設定しておりますけれども、工事の規模、実際に耐震化工事として工事をする際の工事規模というのが、そこまでの予算を全部使わなくても、1件当たり最小の額で工事が済んでしまうということが一つ挙げられるとか、例えばそれ以外にも、工事時期が予定よりもおくれてしまって、いわゆるその年度で要求する額というのが少なくなってしまったこと。また、建物の所有者の実情としましては、例えば事前相談があっても、すぐに事業が開始されないケースや、相談までで先に進まないケースというのがございました。

こういった課題がありまして、実際に今回の予算を立てる際に、さまざまな予算の立て方について検討しておりましたけれども、特に、実際に昨年も申し上げましたけれども、実際に相談がどのくらいあるのか、これまでは相談件数があっても、なかなか実現まで進まないというのもありましたけれども、実際に相談があって、実現可能な部分というのをさらに精査しました。また、先ほど申しましたけれども、工事全体として、耐震診断はそれほど額としてはかからないんですけど、耐震工事がやはり一番大きな予算の中の部分を占めておまして、そちらのほうの工事というのは、大体、大規模なものになりますと、1年たって、単年度で終わるものではなくて、2年度、3年度につながっていくものというふうに考えられております。そういうところも含めまして、限度額全体ではなくて、初年度に係る耐震工事の割合を全体から50%程度に落として、来年度、またさらに50%、分割するような形で予算を計上するような計画を立てたり、例えば具体的な予算の中で、相談があったものに対して、具体的に来年度何軒建つかというところを推定しまして、今年度、これだけの予算を削るという――削るというよりは、確実性のある予算の執行内容として出させていただいたところでございます。

○林委員 それ磨き上げになるのかどうかは別として、昨年度は6億2,000万余りあったのが4億6,000万に予算額がなっているので、それでは、内訳でどれぐらいの何棟ぐらいを工事、耐震化工事に想定した予算立てになっているのか。4億6,000万の内訳を確認したいのと、あわせて、みらいプロジェクトの35ページのところには、耐震基準を満たしている住宅の割合というのが、平成31年度、なくなってしまうんですけど、去年のうちに94%までいくよという形の目標値が立ててあります。実際、そこから5年後、平成36年度だから、令和何年なんだ。5年になるのかな。5年度には100%の耐震化、今、耐震基準を満たした住宅、集合住宅ですよ、やっていこうという形になっているんですが、今の予算の内訳と現状、どれぐらい、あと何棟ぐらいでもいいですけども、集合住宅が区内に耐震工事をしなければいけないのが残っているのかという現状把握を、2点、答えていただけますか。

○齊藤建築指導課長 実際に建築物の耐震化の目標値と数値、そして来年の建築の棟数ということでご質問を受けたと思います。

まず、来年ですけれども、それぞれ耐震診断助成、耐震改修助成とか、それぞれ診断、設計、改修という形で流れがございますけれども、実際に、それぞれ耐震改修、いわゆる最終的な耐震化がされるという、耐震改修助成に関して棟数を挙げさせていただいてますと、実際に事務所については2棟、マンションの耐震化に関しては3棟、特定緊急輸送道路については5棟、これらの数値を予算として組み上げさせていただいております。

また、この目標値の数値なんですけれども、実際に今、これは住宅・土地統計調査という国の調査で、そもそも住戸数で目標値を定めておりまして、実際の棟数としての分布というのは、実際、今、正直申しますと、つかんでいないところでございます。実態として、今後、今、実態調査も行っているところなので、それも踏まえて、できる限り確実な数字を出すように努力はしていきたいというふうに考えております。

○はやお分科会長 ちょっと休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時06分再開

○はやお分科会長 再開いたします。

建築指導課長。

○齊藤建築指導課長 施策の目標に関する数値でございますけれども、先ほども申しましたように、こちらのほう、実際には住宅・土地統計調査の住戸の数値ということで、いわゆる見た目の棟数というところからは若干乖離しているところでございます。実際には、私どもとしましても、来年度、耐震改修促進計画の改定に合わせまして、できる限り精緻な数値を可能な限り積み上げていきたいという、そして報告していきたいというふうに考えております。

○はやお分科会長 林委員。

○林委員 これを、耐震化率を100%にしていかななくてはいけないというのは、これ、みんな、誰しもが思っていることだと思います。それに向けての目標も、作業スピードになってくるんですが、ここから、去年の決算の調査のときに、管理組合の補助金というか、助成、補助率のが、最高で耐震改修等で2億4,650万というのが事務事業概要の156ページに出て、かなり巨額な金額なわけですよ。決算のとき聞いたのは、実際問題、改修するときに当たって、修繕積立金も積み立てていると。ですけど、何年間かけて分割払い、借入を要は管理組合をしなくてはならないと。助成の補助のお金は決まっています、2億あったとしても、その分も含めて管理組合が融資的なものを入れないと、なかなか踏み込めない、分割払いにしないと。ここで何らかの利子補給とか、融資ですとか、2億4,000万は区が絶対返しますから、そこを借りなくて、金融機関とうまく調整してくださいよとか、何らかの方法を考えてくださいねという投げかけをして、部長がちょっと考えてみるとかって、優しい言葉をかけていただいたように記憶しているので、その結果を、どんな形で、要は利用しやすい形、管理組合の方が、じゃあ、いこうと、これで借入れもあるけれども、金額も補助によって少なくなりそうだと、いける、やろうという判断材料をできているのかできていないのかをお答えしていただきたい。

○齊藤建築指導課長 昨年、決算のときに、林委員より利子補給の支援についてのご質問

を受けた内容につきましてですけれども、一般的に、おっしゃるとおり、大規模なマンション等の耐震改修は、複数年にわたって工事が行われ、工事費用も膨大な額になるということで、毎年、年度ごとに、私どものほうでも補助金を補助するという形でやっております。

ご質問の融資や利子補給制度について、私どものほうでも、さまざまちょっと調べて、調査をさせていただいております。今、区では利子補給制度、直接的な利子補給制度は行っていないところなんですけれども、融資や利子補給制度としては、東京都のほうでマンション改良工事助成というのがございます。分譲マンションの改修に際して、住宅金融支援機構と連携した利子補給の制度がございます。これは区の耐震改修助成とあわせて融資の利子補給も利用できるということで、なっております。

実際に、この条件としまして、実は融資を受ける際には債務保証を住宅金融支援機構に支払わなければならないという立てつけになっておりまして、実際に、その債務保証というのに関しては、手数料がかかってきますので、こちらのほうについては、そちらのほうを調べましたところ、まちみらい千代田のほうで債務保証料の助成制度というのがございます。多額ではございませんけれども、区内の分譲マンションの管理組合に対して、債務保証料もしくは一定額、こちらのほうですと50万円のどちらか低い額ということで、現在、そういう額で助成制度があるということがわかっております。

私ども建築指導課としましては、そういう状況がございまして、窓口でマンションの建てかえ等の相談が来た際には、今後も積極的に、そういった助成制度があるということで、通常の住宅金融支援公庫の融資制度よりも、さらに、この制度を利用しますと、低額で融資を受けることができますので、こちらのほうをご案内していくという形で、今、努めているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。

今、相談に来た方というお話だったんですが、ここはちょっとターゲットとしては違うのかなと。要は耐震しなくてはいけない管理組合の方に——これはまちみらいを通じてでもいいですよ。ここまでパッケージとして、保証料もありますと、利子補給も、僕は商工融資で区民枠というのが、かなりこう、0.幾つの、もうほとんどつかないような形で、さらに区の税金を投入したり、やっております。ねえ。区内の事業者に比べて。そこまで踏み込んでいかないと、もう少し上乗せですよ、利子補給の上乗せですとか、ちょっと、決算のときも言った、まちみらいマターになるのか、区の制度になるのか、わからないですけど、いずれにしても、信用保証協会のような形のところにも保証をするようなイメージの、パッケージのものを、懸案を抱えている管理組合さんのところにアプローチをかけていくと。そうすると、いろんなマンションの、これまで言ってきたの、ありますよ、マンション管理の適正化の推進で。だから、アンケートをやったって、そんな動くものじゃないですけど、これだけ区のパッケージの制度を使うと耐震できますよという投げかけをかけないと、なかなか動かない、動けないんじゃないのかなと。自分が住んでいるうちは何とか地震は来ないだろうとか、自分が理事長のうちは何とかもたせて、次の理事長のときに考えてもらえばいいって、判断先送りを、なかなか理事会の役員もやってもらえない、理事長のなり手もない、で、重たい、こんな耐震改修のとなってくると、これはパッケージで積極的に働きかけないと、うまく耐震化事業というのは進まないのかなと思うんです

けれども、ちょっと、せっかく新たにみらいプロジェクトも目標値もちょっと見直したり、都のほうも変えたりするので、ここを機会に、一旦、もう少し、こう、お知らせの方法も改善するような形はできないものかということをお答えしていただけますか。

○齊藤建築指導課長 今のご質問でございますけれども、所管が私ども建築指導課になるか、まちみらい千代田になるかというのは、ちょっとこれからになってきますけれども、こういうご質問を受けたということを踏まえまして、例えば私どもの中でもマンションアドバイザーの派遣とか、そういうものは行っておりますので、そういうさまざまな既存の制度も含めまして、今後どういうふうにそういった課題に対してまとめていくかということに関しては、今後検討させていただきたいと思っております。

○林委員 最後に。

それでは、最後に大変言いづらい話なんですけど、そこまでぜひやっていただきたいと。これまでも大変ご苦労を重ねていると思うんですけれども、一応、いろんなところへ問い合わせると、要は限度額の2億4,000万ぐらいの、これって、もっとふえないものなんでしょうかと。率直に。見直しをこれからしていただくんでしょうけれども、これはどうしてもこれが上限になってしまうんでしょうかね。例えば100戸の住戸がある、要は大きなところと中規模なところと、限度額もそれぞれ違うんでしょうけど、限度額をこれ以上上げるとするのは難しいんでしょうかね、行政としては。

○齊藤建築指導課長 実際に今、限度額というのの引き上げということに関してでございますけれども、正直な話、今、建築指導課の中で、限度額の引き上げということについては、議論には至っていないというところでございます。

実際に国の支援の中で最高限度というのが定められておりまして、そちらのほうを最大限活用するという方向では、うちのほうも努力しているところでございますけれども、ただ、耐震、いわゆる住宅に対してというところで、いわゆる個人の持ち物に対して、区の財源をどこまで投入するかということに関しては、非常にセンシティブなところがございますので……

○林委員 難しいよね。

○齊藤建築指導課長 そちら辺については、こういう質問があったということで、今後、胸にとめて考えていきたいということで、（発言する者あり）よろしくお願ひしたいと思っております。

○はやお分科会長 はい。

ほかに。

○小枝委員 ちょっと振り返りの確認になるんですけれども、この言葉の捉え方なんですけれども、緊急輸送道路といった場合、第一、第二、第三、それを全部ひっくるめて緊急輸送道路ということになりますか。

○齊藤建築指導課長 緊急輸送道路というのがございますが、こちらのほう、いわゆる一次、二次、三次とありますけれども、特定緊急輸送道路というのは、いわゆる一次という、重要な緊急輸送道路になっておりまして、それ以外の道路については、一般のということになりますので、それぞれランクが違っております。異なっております。

○小枝委員 なるほど。

そうすると、特定以外は、みんな一般のほうに入っていくと。たしか都市計画マスター

プランの策定のアンケートの中で、第二次でしたかね、（「二次」と呼ぶ者あり）のところも、特定ランクに入れてもらえないかと。確かに道の種類を見たときに、特定と差がないというか、二次においても、まあ、三次もそうなのかもしれませんけれど、そういう要望があったように記憶しているんですけども、それについては研究されていますか。

○齊藤建築指導課長 ちょっとご説明が悪かったと思います。緊急輸送道路の中には、特定緊急輸送道路とそれ以外のいわゆる緊急輸送道路と、あと一般道路沿道ということで、三つに分かれておりまして、実際に特定緊急輸送道路に関しては、国が定める補助の上限額というのが、先ほど申しましたように……

○小枝委員 10分の10。

○齊藤建築指導課長 かなり高い額として定められております。一般道路に比べて、緊急輸送道路に関しては、やっぱり緊急性があるということで、そちらのほうが若干高いという積み上げになっておりまして、これもですね、先ほども申し上げましたように、国の助成額の限度がございまして、それに対して区の補助、それを超えて、私財に対して投げるかどうかというのに関しては、ちょっと先ほどの答弁と同じになってしまうような形になります。（発言する者あり）

○小枝委員 うーん。はい。なるほど。

靖国通りにしても、明大通りにしても、外堀もそうなのかな、みんなそういうことになりますよね。そうすると、やはり基幹的なところでもあるので、そこは位置づけを重くしていただきたいというのがあります。

それは先ほどの議論の繰り返しになっちゃうので、そういうことをぜひ伝えたいのと、あと、今まで、もう乗り越えているかもしれないんですけども、常々大問題になってきたのは、まち場の人に住んでいるところというのは、通常、下駄履き住宅って、昔、よく言ったんですけども、（発言する者あり）下にオフィスを貸して、上に住まいがあって、一定程度以上古いものだと、大体が、その上に塔屋みたいな、また住まいが乗っかっているということで、そこが、（発言する者あり）まあ、でも、100%に向かうのであれば、そういったところの助成もしていかないと、じゃあ、そこはもう全く支援しないのかということになってしまうという議論を総括でやったことがありますが、その100%に向かう道筋の中で、いわば既存不適格のものに対する支援をどうするかということについては、（発言する者あり）話し合われているのか。それと、そういった数字がどのくらいあるのかということについては把握しているのかと。実際、診断をやってみて、結構かかったお金について区に助成を求めたら、だめだというふうに言われて、非常に怒っている方もいたんですよ。何でということ。その辺はどういう議論がされていますか。

○齊藤建築指導課長 実際に、いわゆる事務所の上にもともと住宅がついている、事務所つき住宅……。

○小枝委員 うん。まあ、それは……

○はやお分科会長 ちょっと休憩します。（発言する者あり）休憩します、休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時22分再開

○はやお分科会長 再開します。

建築指導課長。

○齊藤建築指導課長 今ご質問の、ビルの上にてできている住宅の状況を把握しているかということでございますけれども、そちらのほうの数については、（発言する者あり）私どものほうでは把握はしておりません。

○はやお分科会長 小枝委員。

○小枝委員 それと、すみません、次なんですけど、木造のほう、事務事業概要の156ページ、157ページなんですけれども、（発言する者あり）これが今回は、すみません、どのくらいの予算を組まれていて、何件ぐらいを想定しているんでしょうか。

それと、現状、到達点としては、どのくらいのものが達成されたということになっているんでしょうか。人命に、直、かかわることなので、明確に教えてください。

○齊藤建築指導課長 木造の耐震化助成につきましては、令和2年度の予算としましては、耐震診断助成については3棟、また、耐震改修助成については、改修を2棟、除却工事を3棟、また、耐震シェルターやベッドについては1棟ということで、今想定をして予算を立てているところでございます。

○小枝委員 区内の住まい方として、まあ、一定件数あると思うんですけれども、それについての数字把握ということは、この施策の目標の100%の埒外なのか、具体的に数字把握はしているのか、していないのか。そして、それに対して広報なり、こういうふうな形でできますよというアピールはしているんでしょうか。

○齊藤建築指導課長 木造建築物のいわゆる住宅の棟数ということですが、住宅・土地統計調査としての木造数は、概算では把握できると思いますけれども、具体的に区のほうで精密に何棟あるかというのは、実際には把握していないところでございます。

また、広報についてでございますけれども、広報につきましては、具体的に区報やホームページ等によりまして、診断助成のチラシを配ったり、案内をしたりしているところでございますが、もちろん電話での相談も1年の中に何回も来ていますので、それらについても、具体的に、こういうような内容ですということで、お知らせや内容のアドバイスということもさせていただいております。

○小枝委員 具体には、そうすると、どのくらい、例えば半分は終わりましたとか、また、3割ですとかという把握は一切していない状況ですよね。ただ、行政の求めるところは100%を求めていくわけですよね。

その中で、これ、いろいろ制度が充実したりもしているんだろうと思うんですけれども、神田の場合は、所有者と住まっている方が別である場合、所有者――要するに借家の場合ですね、合意が必須ですか。ここのところ、ちょっと。

○大森まちづくり担当部長 先ほどちょっと課長のほうから幾つかメニューを申し上げたと思うんですが、木造の耐震改修ですね、耐震改修といっても、基本は1部屋を――昔、新潟沖地震か何かで、やっぱり木造がいっぱい倒れたという中で、緊急的に1部屋だけでも、寝室とかの1部屋だけでも補強しましょうというので、高齢者に限って10分の10と、今、ちょっと緩和していますけれども、そういう制度を入れました。で、それは当然、柱や梁だとか、構造部材に手を入れますから、すみません、詳しい借地借家法はわからないんですけど、当然、家主にご了解いただかないと、（「そうか」と呼ぶ者あり）できないと思います。



ただ、もう一点あった……

○小枝委員 シェルター。

○大森まちづくり担当部長 耐震ベッドだとか耐震シェルターというのは、これ、どっちかという、ベッドを覆うような器具ですから、これは別に家主さんのご了解というのは必要ないというふうに考えております。

○小枝委員 はい。わかりました。それで結構です。

それで、あと家族構成なんですけれども、例えば高齢者のみじゃなくて、子どもがいたりしても、この対象になりますか。

ちょっと、まとめて言いますね。それと、この制度というのは、対象者がいる間は、存続しますよね。もう、すぐに打ち切りとか、そういうことはないんですかね。

○齊藤建築指導課長 実際に、当初は65歳以上の高齢者のみの世帯ということで、居住者世帯の条件を設けておりましたけれども、こちらのほう、平成24年度以降、居住者世帯の条件というのは適用しないということで事業を行っておりまして、今後も引き続きこういうニーズがあれば、（発言する者あり）まあ、時限としては、令和2年度までの限定ということでございますけれども、引き続き来年度、さまざまな計画を練っていく中で、いろいろと検討をしていきたいとは思っておるうちの一つです。

○小枝委員 はい、わかりました。

非常に重要な、命にかかわる制度でもあると思うので、ぜひ、これも100%を目指して、しっかりと安心・安全のまちということで進めていっていただきたい。

と、これはもう言いつ放しでもいいんです。それで、金額的にも、これだとまだまだ不十分なところもあると思うので、拡充していただきたい。

それと、これ、まちみらいニュースの「千代田まちづくりサポート通信」に載っていたんですけれども、外神田にある、これは、何、東館、東館って——東館か。というところは猫カフェになって、こういうのを国の制度で500万ぐらいまで改修してくれるということらしいんですけれども、実際は、もう一棟、耐震とかもやりたい、で、これは高齢者の命の話から入っているので、少しずれるかもしれませんが、今、老朽した看板建築なんかでも、使われずに、（発言する者あり）そのまま置かれているものもあつたりするので、ぜひ、これはまちみらいだからここの所管じゃないんですけれども、こういうものもリンクしながら、やっぱり観光、まち並み、景観、で、補強していく上で、ちょっと、この耐震補強、木造建築、ここに書いてあるのは看板建築、古い木造建築物の保全・活用というふうに書いてあるんですね。歴史文化・都市環境保全活用事業ということで。その際、やはり耐震補強というのは非常に重要だということなので、この辺も、やっぱりちょっと視野をしっかりと広げて、リンクして、拡充の方向をぜひやっていただきたいというふうに思いますので、前向きな答弁をいただいたら終わるんですけど。（「前向き」と呼ぶ者あり）はい。よろしく申し上げます。

○大森まちづくり担当部長 すみません。それがですね、昭和56年以前の木造住宅で、高齢者の方がお住まいになっていると。住民票があつて、お住まいになっているというのであれば、そもそも既存の仕組みの中で補助できます。

○小枝委員 住んでいないのもと言ったんですけど。

○はやお分科会長 はい。いいですか。

はい、ほかに。これで……

○木村委員 耐震。

○はやお分科会長 あ、ごめんなさい。木村委員。

○木村委員 この事務事業概要で、156ページ、マンションの耐震促進事業で助成実績ってあるじゃないですか。それで、28年度、29年度、30年度と、3カ年実績が書かれてあります。そこでアドバイザー派遣、耐震診断と。補強設計、耐震改修とって。これを見ると、耐震診断までは行くんだけど、28年度は耐震補強まで、設計まで行ったのが、補強設計まで行ったのが2件と。これは、耐震診断までは行って、なかなか補強設計に行っていないというのは、これは耐震診断の結果、まあ、大丈夫だという結果になったのか、それとも、その後の合意形成、あるいは費用負担等もあって、合意形成が進まずに、補強設計に、あるいは耐震改修に進まないと。その辺の実情というのは掌握されているんでしょうか。

○齊藤建築指導課長 実際に、木村委員ご質問の話なんですけれども、耐震診断まで行って、一部は耐震診断上、いわゆる問題ない、安全な建物だと証明されるものもございます。ただ、実際にはかなり古い建物ですので、多くの建物が耐震上問題があるという結果を出されているというのが実情でございます。

実際に、昨年度から、私どものほうでもさまざま、こういう課題の中で、いわゆるお金の問題とか合意形成の問題が大きな問題になっているということを把握しておりますので、今後なんですけれども、実際、耐震診断をただで、その後、連絡がないマンションの管理組合等ございますので、具体的に課の中でもいろいろ考えていますが、そういったものの追跡といったような形で、なぜ進まないのかとか、こういう制度があるということをお知らせする、今回も耐震助成に関して、マンションの助成に関しては、23%から3分の1まで枠を広げたので、これを機会に、そういった拡充の案内をするとか、そういうようなことをして、実態を把握しつつ、そういうような耐震化を進めていくように努めてまいりたいと思っております。

○木村委員 なかなか難しいというご答弁をいつもいただくんですけれども、大森部長とか、（発言する者あり）言う前から答えないでください。やはりどうしても耐震度が不十分といったところは、居住者もご高齢の方が少なくないじゃないですか。ですから、当然、費用負担の問題でも、こういった工事の期間中ね、自分は、やっぱり引っ越すのもなかなか。なかなか合意形成は難しいと思うんですよ。

それで、ゆっくり話し合いができる条件として、耐震診断をやるんだから、ここを、最も弱い部分を少しでも補強すれば、よしまし、より丈夫になりますよという、そういう方策があってもいいんじゃないかと思うんですよ。これは、別に私が言っているんじゃないで、やっぱり専門家も、そういうことを言う専門家もいるわけですよ。耐震診断をやって、ここが弱いと。ここを補強することで今よりは丈夫。ただ、1s値が0.6いくかどうかわからないけどもね。ただ、そういう方策することによって、とにかく30年以内に70%とか、直下型地震の可能性。そう言われているもとで、今よりも安心・安全という、今よりも強いという、そういう方策が検討されてもいいんじゃないかなと。もう、すぐ来年度実施というのは、それは難しいにしてもですよ。これはそういうことを主張する専門家の方もいらっしゃるんで、そのようなメニューづくりも検討する必要があるんじゃない

かと。

先ほど林委員言われたように、本当に耐震強化の助成が、もっとぐっと引き上げられるというんだったら、これはまた条件が違うんだけども、（「だめそうですね」と呼ぶ者あり）という状況のもとでは、やはり次善策、最善の策ということで、今より丈夫にし、そして今より命を守る可能性を高めていくという方策も、あわせて検討してもいいんじゃないかなというふうに思うんですよね。（発言する者あり）どうでしょう。

○はやお分科会長 はい。休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時39分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

まちづくり担当部長。

○大森まちづくり担当部長 過去にも、ちょっと同じようなお話を伺ったと思います。確かにそういった、今よりちょっとでもよくするというお考えも、本当に十分あると思います。しかしながら、やはり国費、都費、要は国の制度の中で、この耐震改修促進事業を活用する中では、I s 値0.6になる中の段階的な耐震改修というのは、制度としてございますが、0.6なくてもいいというような形での運用というのが、ちょっとなかなか難しいというところがございます。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますか。一応、この耐震事業についてですけれども。

なければ、今回のこの4の建築事務費の中で、ほかの事業について質問ございましたら。ないようでしたら、ここ、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、建築事務費について終了いたします。

休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時51分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

続きまして、5の住宅建設費、210ページから211ページのところに入ります。

執行機関からの説明がありましたら受けます。

○加藤住宅課長 住宅建設費でございます。今回、（仮称）区立麴町仮住宅の整備ということで、予算概要につきましては、143ページのほうに掲載のほうをさせていただいております。

令和2年8月末をもって竣工するということでございますので、最終年度ということになりまして、今まで（1）、（2）、（3）、工事費、また監理委託料、事務費のほうを計上させていただいておりましたが、新たに新規事業ということで、初度調弁費のほうを計上させていただいております。こちらは、集会室の備品関係、机や椅子といったもの等々を、計上のほうをさせていただくということでございます。

それと、もう一つ、項目2、（仮称）四番町公共施設整備ということで、予算概要につきましては、ちょっと戻る形で、44ページになります。はい。予算概要の44ページになります。子ども部の部分になりますので、44ページのほうになります、（仮称）四

番町公共施設整備というところで、トータルの金額が3億6,130という形での計上となります。こちらのほうの予算のちょっと下のところに、米印で記載がございますが、地域振興部、環境まちづくり部、政策経営部、子ども部の分も、四つの部、またがった経費が3億6,130万円という形になります。

住宅課の部分としますと、こちらが予算書のほうの211ページになります。こちらのほう、面積案分で、床面積の割合で、こちらの住宅建設費のほうに計上させていただいているのが、1億1,334万4,000円ということになります。住宅課の持ち分としますと、32.2%分の金額を計上させていただいております。

説明は以上です。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。（発言する者あり）今度は近づければよかったね。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。細かいことから入りますね。

麴町仮住宅の整備のほうなんですけれども、今、住宅の方々の意向調査ということで、寄り添って丁寧に、暮らしの、何ていうか、安全を損なわないというレベルで、いろいろ準備しているというふうにかねがね説明しているわけなんですけれども、その備えとなる住宅は、ほかにどんなものが準備をされているのか。ちょっと数字的なところを含めて、ここに建てられるものが何件、それから、ほかの高齢者住宅が何件というようなところをちょっとご説明いただけますか。

○加藤住宅課長 それでは、予算概要のほうを、すみません、先ほどの143ページのほうをごらんいただければと思います。

こちらの麴町仮住宅のほうに建設する住宅でございますが、こちらの施設規模のほうをごらんいただければと思います。施設規模のほう、約3,500平米となりまして、地上12階、地下1階となります。戸数については53戸で整備のほうを進めているところです。この53戸の内訳ですが、1DKが11戸、2DKが37戸、3LDKが4戸という内訳になってございます。これを8月末までに竣工するという予定になってございます。

○小枝委員 私が伺ったのは、ここの内訳もそうですが、ここでは介護や通院の関係、その他、無理だよという方もいらっしゃるわけですよね。高齢者住宅であるとか区営住宅というのはどのくらいストックをされているんですか。

○加藤住宅課長 あきの戸数、要はここ以外のあきの戸数といったところでございますよね。ちょっとそれについては、すみません、これから個別でさまざまのちょっと相談に応じさせていただくというところで、当然、そこについては把握はしているところでございますが、ちょっとなかなか言いづらい部分もございますので、ちょっとそれについてはちょっと控えさせていただければと思います。

○小枝委員 希望のことを聞いているのではなくて、受け皿として、この日が行政側の思いとしては来るのがわかっているわけですから、それに対して、だったら今すごく倍率も高いような状態で、1戸、2戸と募集が出ているわけなんですけれども、見ているところ、全然その募集をとめているようでもない。あけば応募して入居している状態ですし、じゃあ、例えば民間借り上げで近隣の幾つかを確保しているので、それもできるよとか、そういうのがなかったら、口で幾ら寄り添うと言っても、全くそういう条件を行政のほうでつくり

込んでいるというふうにならないんじゃないかという疑問を持ちながら、どういうことができているんですかと聞いているんです。

○はやお分科会長 はい。休憩します。

午後2時59分休憩

午後3時03分再開

○はやお分科会長 では、再開いたします。

住宅課長。

○加藤住宅課長 具体的な空き住戸等々の対応をしているというところについては、ちょっと申しわけないんですが、こちらについては答弁ができかねる部分でございます。

どういう形で寄り添っていくかといったところにつきまして、今までも、繰り返しになりますが答弁させていただいている中としますと、我々のほうで持っている公的住宅のストックのほうの活用といったところについては、これは間違いなく持ってはいますので、こちらについての活用、また、それ以外につきましては、引っ越し時につきまして、じゃあ、今、居住者の方々からいろいろ言われているところについては、介護用具等々の、新しい住宅のほうに移った場合に、その取り外しと、またつけかえといった部分をどうするかということについても、これも施設経営課のほうのご協力をいただきながら、つけかえの作業のほうをやっていきたいと。

それから、もう一つは移転料のほうでございますが、ちょっと来週火曜日の常任委員会のほうで、また移転条件のほうのお知らせについては資料のほうでお出しさせていただきたいと思っておりますが、そちらについて、移転料につきましても、当初予定していた額よりも少々高い額で、移転補償料のほうを皆様のほうにお支払いのほうをさせていただきたいと思っております。

そういう形で、さまざまご意向を捉えながら、丁寧に対応させていただきたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○はやお分科会長 小枝委員。

○小枝委員 住民の方や傍聴されている方からも言われることなんですけれども、かなり高齢の方々の移転ということを見ると、それは、もう介護をしている人だったらわかると皆さんおっしゃるんですけれども、激しく生活環境を変えということは、病院やいろいろな生活習慣やなんかもみんな変わってしまうということになるので、そこに寄り添う条件を、もう今の段階で行政は万全に整えてなくちゃいけないということなんです。これ以上のやりとりはここではできないということですので、そこは詰めませんが、果たしてできているのかできていないのかということに関しては、今後の意向調査の結果や、その個別事項との突き合わせをしていけば、これはわかることですので、その点については、やっているということによろしいですね。

○加藤住宅課長 そのように努めさせていただきたいと思っておりますし、また、今後さまざま発生する状況の変化にも応じて、ご相談に応じながら、またさらに対応方法を、丁寧に対応のほうを進めていきたいと思っております。

○はやお分科会長 木村委員。

○木村委員 本当に丁寧にに対応させていただきたいと思うんですよ。区営住宅の居住者の皆

さんの中では一定の合意ができていると思うんですね。ただ、アパートのほうに居住者の皆さんの中に、やはり今回の建てかえについて納得いかないという方が一定数おられる。私はもっともだと思っています。それで、ただ、一方で建てかえを進める計画がある。しかし、アパートのほうは任意建てかえ事業になる。で、明け渡し義務を課することができない。それを実施要綱で明け渡しの義務を課すということ、これはもうできないですよ。ちょっとその辺だけ確認したいんですけど。

○加藤住宅課長 要綱上、要綱も、すみません、資料として今度お出しできればとは思いますが、要綱上、確かに明け渡すこと、使用許可の取り消しをして明け渡しをしていただくというふうに要綱上なっております。要綱上、確かに使用の許可自体がまず条例で決まっているというところがございます。それを要綱がどうしてもどうなのかというご指摘なのかなというふうに思いますが、要綱を受けて、使用許可の取り消しと明け渡しの請求について、条例上、条例の38条の中で明け渡し請求という項目がございます。そちらの規定を用いて、最終的には使用許可の取り消しと明け渡し請求のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○木村委員 そうしますと、条例の明け渡し規定というのは、いわゆる不正入居だとか家賃の滞納だとか、同じ住宅の隣近所の方に迷惑をかけているだとか、そういった規定だと思っただけけれども、その規定のどこを使うんですか。その他区長が特別に認める者。

○加藤住宅課長 今回の規定の何号を使うかといったところでございますが、第10号のほうを使わせていただこうと思っております。区長が、区営住宅の管理上必要があるときは、あると認めるときというふうでございますので、その管理上必要があるというふうに勘案してございます。

○木村委員 新たな論点を、いや、そこに来るかなと思っていましたけど。出てきました。（発言する者あり）

それで、実はこの任意建てかえについては、地方自治体から法定建てかえの要件の緩和を求める要望というのは、これはもう毎年のように国のほうになされているんです。例えば任意建てかえといった場合に、要件というのはその築年数だけじゃないわけですよ。現地建てかえであったり、建てかえる場合には従前戸数以上の戸数でなければならない。ただ、人口が減っている自治体では、これが非常にネックになっていると。例えば二つの老朽化した公営住宅を、もうニーズがなくて空き家ばかりなので集約したいと。これは現地建てかえに違反するからということで、法定建てかえとならない。これを何とか緩和してほしいという要望、やっぱり人口過疎で苦しむ自治体からそういう要望が出るわけですよ。

これについて、例えば任意建てかえでは法に基づく明け渡し請求を行うことができないと。全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要になると。計画的な集約化という再編整備がスムーズに進まない。だから緩和してほしい。

これに対して国交省は何と言っているかということ、こう言っているんですよ。民事裁判に訴えることもせずに、入居者を強制的に新たな場所に移住させることを可能とする制度改正を行えば、行政の都合だけで、現入居者のこれまでの住居に居住したいとする権利を容易に侵害することが可能となってしまうと。つまり公営住宅法の39条から43条までの規定という法定建てかえ要件の規定は、入居者保護の規定なんだと。これが国交省の見

解なんですよ。

つまり任意建てかえで、この詳細に任意建てかえの要件を法律で明記しているのは、入居者のいわゆる居住権、住み続けたいという入居者の権利を守るためなんだと。行政側の一方的な都合による侵害を許さないためなんだというこの国交省の見解というのは、重要だと思うんですよ。

それを、実施要綱が通用しないとなったら明け渡し、明け渡しというのは、もう本当に家賃を滞納したりとか隣近所に迷惑をかけるだとか不正に入っていたとか、そういう人に対して規定した条文なわけですよ。いわゆる公正性を担保するための条文なわけですよ。それを居住者のいわゆる住み続けたいという権利を抑えるための条文として使っていいはずはないじゃありませんか。公営住宅条例のその規定を。やっぱりそれも、その規定を使って明け渡し請求をするというやり方は、私はやめるべきだと思いますけど、いかがでしょう。

○加藤住宅課長 そうした国への各地方自治体からの要請があるといったところは、私のほうも認識はしてございます。今回の件とどういうふうに違うのかといったところ、我々、確かに行政の都合によって今回の建てかえをするといったところはあろうかとは思いますが、我々とすると、もうたびたび何度もご答弁させていただいているところではございますが、借地借家法上の正当な事由に該当するという形で考えてございます。

特に、何度もご指摘いただいているとおり、四番町アパートについては築34年と、まさしく今月で築34年を迎えているといったところ。あと1年で法定建てかえの基準を満たすというふうに考えれば、その要件自体、その35年というところの要件自体、一体、確かにそれが要件であるといったところは十分理解をしますが、じゃあ、その1年が違うといったところで一体どうなのかといったところは当然でございますし、また施設自体もバリアフリー、セキュリティ、プライバシーといったところの保護が守られていないといったところを勘案しますと、やはり建てかえでいくといったところにつきまして、これについてはご理解を求めていきたいというふうに思っております。

○木村委員 それについては、正当事由がどれだけ有効か、無効なのか。オーナーと区と居住者の方の利益を量って、最終的に裁判所が判断するということなわけですよ。これは、アパートの居住者の方を介護されている方からきのうちちょっとメールが来て、その居住者はことしになって1日も外出できないでいると。体が弱っちゃって。本当にこれで引っ越しできるのかと。そういう心配をされているメールでした。

ですから、やはり本当に居住者に寄り添うということでしたら、そういう一世帯一世帯ごとの事情を考慮するのであるならば、きちんと国交省の本来の趣旨を踏まえた、やはりそういう対応をすべきじゃないかと。

行政の都合かどうかというのは、予算委員会で小枝議員がいろいろやると思うので、ここではこのぐらいにしておきますので。いずれにしてもいわゆる条例解釈の乱用はしないということで、強く求めておきたいと思います。

以上です。

○はやお分科会長 このところについては、別のところの議案審査のところでも話があって、この法定建てかえ並びにこの任意建てかえの考え方を整理して、そしてやっていくと。ちょっと整理については正副で、別の組織体での確認になっていますから、ちょっと

それを早急につくっていただいて。

ただ、今言えることというと、これは別に否定ではないんだけど、法定建てかえという流れに相当するぐらい、任意建てかえの中でそのお住まいの方が移動していただいてまた戻れると。でも、やはりそのところについては、法定建てかえに充当するぐらいのものをやっていくんだよね。でも、やはり個人の考え方があるから、そのところについては十分な、移転に対しては対応してくと。

だから、この辺のところを、そこまで踏み切ったというところは、総合的に、今までは別々の建てかえだったのを一括建てかえにし、1棟建てかえにした。その合理的な利便性だとか経済性だとか、さらに区民のために寄与するんだというところをやっぱり考えた、執行機関で考えたこともちゃんと添えて、ここに至ったことを説明してもらおうことがやっぱり一番大切なことだと思う。

やっぱり今言っているのは、長寿命化のところでは、アパートのところは建てかえるべきではないという考え方もあるかもしれないけど、それを乗り越えて執行機関が整理したことを、やはり区民にわかるようにこのところは説明していかなきゃいけないし、そこが違うということであれば、大変な話になっている。ちょっとそこについては一応この前の常任委員会での指摘、指示してありますので、その資料を早急につくっていただければと。

ほかに。

○小枝委員 すみません。こちらの麴町仮住宅の件については、別の大きな委員会のほうでの資料要求もしておりますが、それに至らないレベルの小さい、小さいというか細かいことは、ここで確認をさせていただきたい部分があるんですけども、いいですか。

○はやお分科会長 どうぞ。質問を妨げませんよ。（発言する者あり）

○小枝委員 平成30年10月4日に政経部のほうから出された、麴町仮住宅新築時の東京メトロ永田町駅への連絡通路設置に伴う工事延期についてという資料があって、私はずっと保存版でノートに張りつけているんですけど、議会在麴町仮住宅を議決したときには、それが平成29年12月12日なんですけれども、2カ月ぐらい前から、2カ月じゃないかな、メトロとの話をもうスタートしていたというようなことがありました。

それで、私はそれについてはしつこく、12月11日に特別委員会があって、12月12日に本会議議決があって、翌日、工事契約みたいな形で、ばたばたとなったんですけども、何でその段階で、こういう必ず次の追加工事があるということについて、ちゃんと説明しなかったのかということを書いてきたわけなんですけれども、今回も同じ意味で、議案の審査と別にしなきゃいけないので、切り離せと言われてるわけなんですけれども、現在どこまで話が東京メトロとの関係ででき上がっているのかということについては、粗々ご説明をここでしておいてもらいたいなというふうに思います。

○はやお分科会長 整理できているのかな。このところについては、この前の常任のときには、あえて整理としてと、皆さんの合意、どこまで合意したかはあれなんですけれども、ここについては、東京メトロの交渉経緯というのは、ちょっと議案とはちょっと別にながら、明らかにする必要はあると。それは例えば予特の場だとか、そういうところで明らかにしたほうがいいのではないかとこのところ、一応課題としての整理をしています。



そこで、この辺のところについては、結果的には資料要求が予特の全体の会議のところに出ていまして、そこで資料要求が出ているんだけど、今あのところについての、この仮住宅とメトロの案件については、いつ、どこで、どんなことが、という話についての整理は、総括までで整理するというのでいいのかどうか。今、そこがきょう整理されていればということなんだけど、されていなきゃ議論が共通認識でできないから、全体でということになるんだけど。そのところだけ確認すれば、ちょっと資料がない中でやると、言った、言わないにまたなるので、きょうのところは、この案件については総括でやるということになると。ちょっと、そこだけ確認。

○加藤住宅課長 現在、精査のほうを努めております。ただ、じゃあ、本当に完成したのかと言われると、ちょっとまだ確認したい事項がございますので、申しわけございません。きょうの段階ではちょっとお示しすることはちょっと難しいので、また総括の場という形でお願いできればとは思っています。

○はやお分科会長 よろしいですかね。非常に重要なことだとは思いますが、今後のことになります。それだけど、当初予算のところ、これ、令和2年のところの、まだ連絡通路のところの予算というのは入っているわけでもないし、これからの検討事項だもんね。はい。だから、でも今後の発展としては重要で、当然のごとく、5億だったか6億だったか、仮住宅のところの地下のところは、実際のところはもう工事を当初予算でやっていることだから、ここについての継続性とか拡張性としては議論してはあっても、当初予算と関係なくても、予算ですからね、全体の今後のこととして、総括で十分に丁寧にやっていくということで、その件はよろしいですかね、ます。

小枝委員。

○小枝委員 仕切りとしてはそういうことで結構なんですけれども、お忘れでなければ、前任の部長のとき、環まち部長のときに、この案件がこういうテーブルにのったときにおっしゃっていたのは、もう東京メトロさんというのは、一時期と違ってかなり、何というか、バリアフリーに関しては前のめりでしたとしっかりとやっていこうということで、かなりの部分を持つだろうということを部長さんがおっしゃったんですよね。どういう表現だったかは、議事録を予特までには引っ張っておきますけれども、確かにPMOでしたか何でしたか、いろいろなところに3点セットで、すばらしいそういうバリアフリー、地下鉄出入り口ができていて、そのほとんどが、かなりの部分、東京メトロさんのほうが積極的に前向きに整備されたというようなこともあったので、割と多くの議員は、私みたいに疑い深くない多くの議員は、そうなのかなというふうにお思いになったということがあるので、非常に環境まちづくり部の答弁も物すごく大幅にぶれているんですよ。そのぶれ方は何なのかということもありますし、そのところもしっかり、代がわりをしても、前任がおっしゃったことというのもしっかりと読んだ上で、そこはもう誠実に謙虚に答弁する準備をしておいていただきたいというふうに思います。

○はやお分科会長 今、小枝委員のほうから、当然のごとく組織は継続性だから、当然、組織で答えたことについてのやっぱりきちっと責任を持って、どういふように意思決定過程が、また変更になると、修正になったり変更になるのは当たり前なんだよ。だから、そこがこういう理由でこうなったということをしきりと説明をして、議会にわかるように、そういうふうに説明していただく準備をしてくれということだから、それはいいですね。

はい。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。じゃあ、いろいろさまざま議案のこともありましたし、総括の資料要求もありますので、またその場をおかりして質疑をしていくということで、今回、分科会につきましては、住宅建設費については、ほかによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。終了いたします。それでは、この住宅建設費については終了いたします。

続きまして、道路公園費に入らせていただきます。道路公園費の1、道路橋梁総務費について、執行機関の説明があれば、求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、予算書の212ページ、213ページ、1番の道路橋梁総務費の4番、路面下空洞調査、これについてご説明をさせていただきたいと思います。予算案の概要が150ページでございます。（発言する者あり）

ここに「新規」とございますが、平成28年から3年かけまして、区道の幅員が11メートル以上の通りにつきまして、3年間かけてこの空洞調査を実施してまいりました。11メートル以上の通りについては一定の調査を終えて、空洞が見つかったものについては補修して、この空洞をなくしているという状況でございます。

今回これを新規で挙げておりますのは、さらに道路の幅員が6メートルからこの11メートル未満の路線、これを対象としまして、改めて前回やっていなかった場所についての空洞調査でございます。

中身につきましては、道路幅員が6メートル以上11メートル未満の路線の延長につきましては、約50キロございます。2カ年かけてこの50キロの総延長を、レーダー探索機を使って空洞調査を実施していく予定でございます。令和2年度、来年度につきましては、このうちの20キロの部分について予算計上をしているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑、質問を受けます。

○米田委員 路面下空洞調査を聞きたいんですけど、まあいいです。（発言する者あり）

1番の道路台帳整備、この部分についてちょっと聞きたいんですけど、ここの簡単な内訳をちょっと教えていただきたい。

○山下環境まちづくり総務課長 こちらのほうは道路の台帳整備の委託料になります。毎年、道路境界標管理台帳の補正をデータ化したものを毎年更新していくものです。予算が令和元年度より令和2年度は多くなっているんですけども、実施する場所がふえておりまして、その分の委託料の増となっております。

○米田委員 これ、だから道路の下の配管とか、そういった道路の台帳ということでよかったんでしょうか。違うところでしたっけ。

○山下環境まちづくり総務課長 道路を補修とかをしたときに、道路の位置とかが変わったものを整備をして、データを修正していくというものになります。道路の状況というの

は工事とか開発の状況によって変化してきますので、それをデータ上正確なものに修正していくというものでございます。

○米田委員 ちょっと僕が間違っていたかもわからないんですけど、この道路の下のこの配管とかそういうやつを整備台帳、これはまた別のところですか。

○はやお分科会長 はい。休憩します。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○はやお分科会長 再開いたします。

答弁をお願いいたします。

○山下環境まちづくり総務課長 こちらの台帳整備については、占用物件の台帳の整理の部分ではございません。

○はやお分科会長 はい。いいですか。

○米田委員 はい。

○はやお分科会長 はい。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、この事業のほかに、ただいまの道路橋梁総務費について、いいですか。終了させていただきますが。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。じゃあ、ここの橋梁総務費については終了いたします。

続きまして、道路維持費について入ります。執行機関から説明はありますか。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○はやお分科会長 はい。

それでは、委員のほうから質疑、質問を受けます。

○岩田委員 街路灯のところ、代官町通り、新しく今整備されて、街灯が非常に明るくて、いるんですけども、夜って、でも、あそこって走る人ぐらいで、そんなに歩いている人も余りいないんですが、すごい明るいんですよね。でも一方、番町のほうの裏のほうの通りとかは結構暗かったりするんですけども、今、街灯をつけていないところって、どれぐらいあるんでしょう。

○谷田部道路公園課長 以前、東日本の大震災のときの影響で、省エネのためにちょっと少し間引いたという経緯がございますが、今はもう完全に全部点灯しているという状況でございます。

○岩田委員 じゃあ、その一つ一つの街灯の、何というんですかね、ワット数というのか、その明るさが暗いんでしょうか。何かすごく暗いというのを最近区民の方からよく聞いて、何かちょっと怖いよねなんていうようなお話があるんですけど。

○谷田部道路公園課長 今、街路灯のLED化も含めて工事のほうを進めているところでございますが、個別に、もしもそういうところがあるというものがございましたら、言っただけならば、照度をちょっともう一回確認をし、果たして灯具を変えてそれで明るくなるのか、それとも具体的に街路灯の数が少ないがために暗いのか、そこは一回調査させていただいて、それなりの対応ができるかと思えます。

○岩田委員 なるほど。じゃあ、3.11前に比べて暗くなっているとか、そういうこと

ではなく、前の状態に戻った感じということなんでしょうか。

○谷田部道路公園課長 今、街路灯をそのために消しているというところはございませんので、以前に戻っているという状況でございます。

○岩田委員 わかりました。

○はやお分科会長 いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 なし。それでは、道路維持費について終了いたします。

続きまして、道路新設改良費に入ります。執行機関からの説明はございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 予算書212ページから215ページの3目の道路新設改良費についてでございます。

1枚おめくりいただいて、215ページの3番、自転車通行環境整備でございます。自転車道の整備は、本年度に神田警察通りにおきまして、沿道協議会や地域へのアンケート調査によって広く意見聴取を行いましたので、令和2年度はそれを踏まえ、2期区間の設計及び工事を実施いたします。また、自転車ナビマーク、ナビラインなど、自転車誘導のための路面標示工事も適宜行ってまいります。そのため1億6,900万円の増ということになってございます。

説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、質疑を受けます。いいですか。

○木村委員 3の(1)の自転車道の整備で、沿道協議会でアンケートを実施された。それで、それを踏まえて設計工事費を計上したという話でした。これ、アンケートというのは大体どのくらい回収、戻ってきたんでしょうか。何枚くらい、何部くらい配って、どの程度回収されたのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まずアンケートの実施は、協議会が行ったものではなくて、所管課が行ったものでございます。配布枚数は神田警察通りの南北に4,704枚配布いたしました。回答数は680で、回答率は14.5となっております。ただ、このアンケートにつきましては、企画総務委員会のほうで実施する旨等を今までご報告してきましたので、その結果につきましては企画総務委員会のほうで報告しようとは思っております。

○木村委員 ああ、なるほど。委員会独立で……

○はやお分科会長 いいですか。いい……

○小枝委員 ごめんなさい。関連でいいですか。

○木村委員 ちょっと、陳情があるんだっけ。まあ、いいや。じゃあ……

○はやお分科会長 はい。

それでは、小枝委員。

○小枝委員 すみません。そのアンケートのとり方については、報告の時点で間に合うとか議論することになるんでしょうが、非常に不思議な、正直、普通なら、住民ですか、地権者ですか、在勤ですかとあって、ほかの千代田区のアンケートはみんな書くところがあるのに、全く書くところがなくて、本当に不思議な、誰がつくったんだろう、このアンケート、と思うような内容でした。

でも、ここで聞きたいのは2点なんですけれども、会議体が、どんどんいろいろなことがあって、行政も所管が違おうと、同じ通りでも明大通りであるとか、あるいは公園でも東郷公園であるとか、あるいは錦華公園であるとか、どんどんボトムアップ型で、しかも女性もしっかりと入って、中には障害者も入ってというような形での、専門家も入って議論が多角的に行われる、成熟したというような形が行われてきているんですけれども、ここはもう、何でなんでしょう。かたくなに、絶対にもう男性の町会長との会議という固め方を、いや、もちろんどちらかを、どちらもリスペクトしなきゃいけないと思うんですけれども、なぜこういう偏りというか、をそのままにしたまま会議を進めていこうとするのかというのは、非常に不思議でならないんです。

ほかの本当に部課長さんにも聞いていただきたいんですけれども、やっぱりボトムアップで議論する会議のほうが、ずっと、ある意味楽しいし、希望が持てるし、広がった、その場で打ち消しのいろんな調整型の議論ができると思うんですね。大変なこともあるけど、なぜ××課長のところだけは、かたくなに、（発言する者あり）こういう態度を貫くのでしょうか。

○はやお分科会長 名前。ちょっと、ピーだな。

○小枝委員 あ、名前は、じゃあ削除でお願いします。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 この神田警察通りの協議会は、これまでに16回という長く重ねてきたという歴史もございます。それから専門家も加えまして、その中で街路樹、この神田警察通りにふさわしい街路樹、街路樹のあり方というものについても、いろいろとご講義いただいております。あとは公園と道路というところで、ここの神田警察通りは1.4キロという非常に長いスパンでの、何というんでしょうかね、延長になっておりますので、個別な公園のような、あとは道路というのは、なかなかいろいろなアイデアとかを加えられない、道路法ですとか道路交通法の中で厳しい規制の中でつくられていくものですので、なかなかご意見というところは、アイデアというところは取り入れられないというところがございます。

○はやお分科会長 小枝委員。

○小枝委員 今これまでの経緯・経過があるので、もちろん急に課長の代になってそういうものにしたわけではないというのもよく理解しますが、何とかみんなの知恵を出し合って、樹木の専門家であるとか、それから女性たちであるとか、そういった人たちの多様な意見を吸収しながら進んでいかないと、一番最初に、ここの環境まちづくり部の予算の冒頭のところで、居心地のよいとか住み心地のよいとかというフレーズが最初にあったんですけれども、それって誰が感じるものかといったら、住んでいる人なんですよ。その住んでいる人の、食材を買い物に行ったり、近所に少しお裾分けしたりという人たちの感覚や、子どもの手をつないで歩いている人たちの感覚をもっと取り入れていかないと、その居心地のよさの実現につながらない。そこは、だから、会議のあり方について、もう一工夫をできないかということが、前向きの答弁はいただけないでしょうか。終えたいので。

○須貝基盤整備計画担当課長 まさにそのために、居心地のよさ等、住んでいる方のご意見をいただくために、新たな試みとしてアンケート調査を沿道の方に行ったということでございます。

○小枝委員 そこはまた委員会の中でやらせていただきたいと思います。

もう一点、ここ、すごくあれなのは、神田駅を境に、神田警察通りの向こう側に、あ、神田平成通りですよ。こう続いているのだから、どうしてここを続けていかないのか。一緒に、要するに道ってつながっているわけだから、こっちが終わらないと、あっちへ行かないという話じゃなくて、やっぱり一緒に話したほうがいいんじゃないか。

それと、これはもう今ここで全部答えなくてもいいですから、区道の名前が、何で神田警察通りと神田平成通りと変えなきゃいけないのかというのも謎中の謎で、同じ区道なんだから、同じ名前靖国通りまで行っちゃえばいいんじゃないというのと。すごく道路というのは何でそうなっているのか不思議なことが多過ぎて、住民感覚から遠過ぎて、それで変えていくともっと遠くなっちゃうという悪循環を、何とかしてほしいと思うんですけど。端的に言うと、名前を同じにするとか、それから工事の連なりだって、自転車道なんて、ナビラインでぴっぴっぴっと線を引いていけば、みんな自転車道になるんだから、さっさと早くやればいいじゃないと思うんですよ。それも早くやってもらいたいし。木にこだわってこけてばかりって（発言する者あり）、何だろうという、そんな気持ちがあります。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、道路の名前というのは、道路通称名ということで、これは地元の方からこういう名前をつけてほしいということで、ついたものでございます。

○小枝委員 うそだ。ほんと。

○須貝基盤整備計画担当課長 あとその先の神田平成通りも、一本だからということでお話がありますが、それはまた、それを言うと物すごい長くなってしまっているので……

○小枝委員 長くない。全然長くないよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは、また一つずつ進んでいかなければいけないということでございます。（発言する者あり）

あと、木でつますくというお話がありましたけど、まさに木でつますく歩道になっておりますので、（発言する者多数あり）それを道路管理者として何とか直していかないと、というのは、地元の方からも言われておりますので、よろしく願いいたします。

○小枝委員 ……もう、いいです。（「地域からの要望があった話なんでしょう」と呼ぶ者あり）いいです。

○はやお分科会長 いいですか。（発言する者あり）いやいや、だって、もう終わりだって。（発言する者あり）

ほかにありませんか。（発言する者あり）

休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○はやお分科会長 それでは再開いたします。

この道路新設改良費、ほかの事業について、質疑はありますでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、道路新設改良費につきまして終了いたします。

続きまして、受託事業費に入ります。執行機関からの説明はございますか。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○はやお分科会長 はい。それでは委員のほうからの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、受託事業費について終了いたします。

続きまして、5の私道整備費に移ります。執行機関からの説明はありますか。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○はやお分科会長 はい。特にない、と。

それでは、委員のほうからの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、5の私道整備費について終了いたします。

続きまして、6の公園維持費に入ります。執行機関からの説明はありますか。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○はやお分科会長 はい。それでは、委員のほうからの質疑を受けます。

○林委員 3番の公園・児童遊園の整備についてです。

まず全般的に聞くと、事務事業概要で、先ほどもちょっと、ちよくるのところで確認をとった、何ページだったかな、134ページから135ページに、都市公園と児童公園というのが一覧表で面積通じてあります。このうち、要はサイクルポートのような形で、公園として使えないというのは、どれぐらいの平米数で何%ぐらいあるのか、お答えください。（発言する者あり）

○はやお分科会長 答えられますか。

休憩します。

午後3時48分休憩

午後3時50分再開

○はやお分科会長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

○谷田部道路公園課長 公園のそれぞれのポート数をちょっと調べて、それで面積を出すような形になろうかと思うので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○はやお分科会長 はい。

次に。林委員。

○林委員 わかりました。要は子どもたちや公園利用者が、実際問題、暫定とはいえ、使えない部分がどれぐらいなのかというのをちょっと把握させていただきたい。後ほど結構です。

もう一点が、委員会審査、ちょっと別のところで。公園ですけどね。それはお願いいたします。委員会審査の独立で、企画総務委員会のほうには出たんですが、東郷公園、(3)のところですね。事務事業概要でいきますと122ページ、123ページ、予算の概要でいくと157ページが関連するんですが、企画総務委員会のほうには工事を再開していくよという形だったんですが、全体スケジュールで、土壌処理のスケジュール、要は土をどのような形で入れかえて鉛の含有率を減らしていくのかというのを、具体的に説明を願えますか。今年度対応のものと来年度対応のものも含めて。

○谷田部道路公園課長 これ、東郷公園につきましては、環境局と今、最終的な調整を行っているところでございますが、それで承諾をいただいた上で工事を再開しようというふうに考えてございます。

来年度は下段の部分、これを1年間かけて、土壌の処理と、それから公園の完成形、これも含めて工事をする予定でございます。令和3年度につきましては、中段と上段の残りの部分、これを土壌の処理と、それから公園の整備をあわせてやっていくということで、トータルで2年間を今考えているところでございます。

○林委員 それは企画総務委員会に資料提供もありましたので。要は具体的に下段部分を今年、3月、今月中から4月に向けてやっていきますよという形なんですけど、どれぐらい土の処理、鉛という危険物質が出てきたので、これを、土をどこかに持って行って、きれいな土と混ぜて戻してくるのかとか、あるいは土を除染というのか、やっていくのか。どのような形で、どういうふうに、近隣の方が目に見えて、ああ土壌処理をしているんだなと、鉛の基準値を超えていたのがきれいになっているんだなと、実感を持ってわかるようにするには、きれいな説明と具体的な工事の内容、そして期間が必要だと思うんですよね。それを説明してください。

○谷田部道路公園課長 この土壌処理につきまして、今考えているのは、当然、鉛が出た部分については、場外に搬出することを考えてございます。処分先の処理場のところに持って行って、そこで引き取ってもらうような形になります。で、新たにそこに入ってくる土については、何だろう、鉛が入っていない、きちんとしたきれいな土を盛ってくるというような、そういう計画で進めているところでございます。

まだちょっと具体的に細かい工程までは、いつまで土壌をやってとかという細かい工程までは、ちょっと今明らかにはなってございませんが、トータルで1年というふうに見ているところでございます。

○林委員 わかりました。一つが、じゃあ、今、鉛のある土を、当然、千代田区外というのか、どこかのところに持って行って、処理の工場がどれぐらいあるのかわかりませんが、それをちょっと想定しているのは、どこを想定しているのかというのを答えていただきたいのと、もう一つが土を運んでくる。これ、以前3.11のときも、いろいろ保育所に運んできた砂の中にガラスが入っていたとかありましたので、どういう安全なところから土を運んでくるのかというのと、あわせて、僕も余り詳しくないんですが、生物何とか性とか、余り土そのものを入れかえて、生物体系にも特にそんな関係ない北国のほうから持ってきたり南の国から持ってきたりすると、特にそういった影響はないものなのか。含有量については、鉛等々はチェックはできるんでしょうけども、生物体系に特に問題のない形になっているのか。その辺はどのような形で検討されているのかお答えください。

○谷田部道路公園課長 今現在、搬出先については2カ所押さえてございます。1カ所は横浜市にあります処理センターでございます。もう1カ所は江東区の会社でございます。

当然ながら、新しく入れる土については、東京都環境局の指導のもとで、きちんとしたきれいな土を持ってくるということで、それはちゃんと検査機関を通った土を持ってくるということで、埋め戻すというようなことを考えてございます。

○林委員 わかりました。今ある、当面、令和2年度の下段部、下の広いところの土は、横浜市と江東区のほうに、何センチになるのかわからないですけど、持っていくと。

で、確認するのが、それがトラック何台分ぐらいを想定されているのか。持っていける距離じゃないので、それが一つ。

もう一つが、新たな土で、東京都の指導によるんですけど、都内の土なのか。どういう



ところを、かなりのトラックで運んだ分、当然、同じ分だけトラックで運んでくると。で、土を入れるというと、近隣の方にも当然かなりのご負担というか、時間帯も含めて、土を入れるという形になってくると、大規模な改修工事になると思うので、そこは新年度予算でどのように想定されているのか、お答えください。

○谷田部道路公園課長 ちょっと細かいところまでお答えできるかどうかなんですが、下段の部分の、今、土量の総数が、搬出する土の量でございますが、1,387立米でございます。これって、10トントラックだと何台分になるのか、ちょっとここ、今、資料を持ち合わせてございませんが。

○林委員 何トンぐらい。

○谷田部道路公園課長 5.5で割ると、ちょっと……

○林委員 算数、弱いので。（発言する者あり）立米でわかる人……。（発言する者あり）

○谷田部道路公園課長 10トントラックで言うと、252台分になります。

○林委員 252台ね。10トントラック。

○谷田部道路公園課長 はい。あと、新しい土をどこから持ってくるかについては、まだちょっと今の段階では決定しているところはありません。

○林委員 ちょっと本当は常任委員会のほうでやる、時間がなかったんで、この場をかりてという形で、252台をまず搬出するのにかかる。持ってくるのも当然、同じグラウンドレベルにするんだったら、倍かかるわけですね。で、ちょうど小学校もある。児童館は幸か不幸か、ちょっとはるかかなたの日本テレビさんのほうに行っているんですけども、どういう対応になるのかわからないですけど、施設でお住まいの方も近隣にいらっしゃるわけですね。学校があって、住宅があって、改修工事が始まると。

ここの総合調整、トラックの土で、でかいダンプカーだと思いますので、例えば登校時とか下校時、で、幼稚園がありますから、幼稚園の送迎のときですよ。この時間を外した形でできるような想定になっているのかとなってくると、今度、学校の子たちが遊びに当然来るわけですよ。僕も休みの日に、ちょっと半蔵門公園とか、コロナ新型ウイルスで室内は危ないというので、もう相当混んでいる。安全となっているので。そういった二七通りと九段小学校の下の通りと、一方通行、かなり交通量が、道路が広いところじゃないですけども、この時間帯の調整というのは、これ、急がなくちゃいけないというのは一つすごく強い要件であるので、1日がかかりで、もう朝から晩まで運び出せば効率はいいいんでしょうけれども、四番町の複合施設でも解体工事が始まっちゃったりするので、その調整というのは庁内でどのように考えられているのか。全く今のところ考えていないのか。お答えください。

○谷田部道路公園課長 今現在、正直言いまして、調整はまだしてございません。これからなるかと思いますが、当然ながら一番安心・安全を第一に考えて工事を進めていかなきゃいけないということは、もう当然でございますので、まず、その時間帯、そういった小学校の生徒が通学、それから、するような時間帯、これは当然ながらそこは考慮しなきゃいけないでしょうし、その周りの利用状況に合わせて、どういう形でどういうルートで通っていくのが安全なのか、もうこれは十分調査をした上で、それであと、子ども施設課のほうとも、当然ながら連携してやるべきものだというふうに認識してございます。

○林委員 そうすると、基本的な押さえなくてはいけないのが、252台の搬出、当然掘

ってトラックに入れてと、ショベルカーみたいなのでやって、この時間なんですよ。実際、掘り始めてから土を入れ終わるまでの期間というのは、安全面を考えれば期間が長くなると。ところが、大変な期間中断していて、ご迷惑をかけて、1日でも早く再開してほしいというがあるので、ここは大変なところだと思うんですけども、どれぐらいを想定しているんですかね。時間数とか。これ、先に、今の時点で全く事業者の確認をとらないとわからないものなんですかね。1カ月で土の外に運び出しは終わりますと。もう1カ月で運んできて埋めますという形で、大体の期間というのを近隣の方に。

もうここは代替園庭でも非常に使っておりましたし、ほぼお日様が出てから、朝ラジオ体操の方から、夕方暗くなるまで、子どもたちがずっと使っているところですし、この後やる公園の利用実態でも、大変ニーズが高いところですので、どういうふうに短くやりながら工期を短縮するかというのを、そろそろ予算をここまで固めたんですから、出てきて、近隣の方にも、あるいはこの後出てくる協議会の方にもお知らせしませんと、いつまでたっても動きません。やり始めたら長くて長くて、何をやっていたんですかという形になると、やっぱり一生懸命携わっている職員の方にも嫌な思いをさせていただきますし、子ども関連の保育士さんたちも苦情が耐え切れなくなってしまう。保護者からの。外遊びはどうなっちゃっているんですかと。

ダンプカーが来るから、この期間、東郷公園はだめなんですよとなったら、またこれ大変な、区立の保育園だけじゃなくて民間の保育所の方もみんな困ってしまうので、いつごろまでにこの土壌処理の期間というのが近隣や利用者に明らかにできる。第一四半期とか第二四半期とか、あるいは4月5月とかという、その辺のレベルから、四半期ごと加わった形でもいいんですけども、精査できる予定なんですかね。

○谷田部道路公園課長 これ、搬出については、普通の工事が出るような土の処理の仕方という形にはちょっとできないと思います。これ、飛散防止して、きちんと周りに土が飛び散らないような形で、どういう指導で、どういう管理のもとで、というところが非常に大きな部分かと思えます。これについては、東京都の環境局の指導もいただきながら計画をしていくので、まだちょっとそこが見えていない、正直状況でございます。これはもう早急にそこを詰めさせていただいて、それによって1台搬出するのにどのくらいの手間がかかるのか。これだけの、今、1,387立米を搬出するために、具体的にどういう対策をして、どのぐらいの規模のトラックで何台、どういう時間帯でどういうルートでという細かいところまでやっぱり精査していかないと、なかなかちょっと見えてこないかと思うので、これはもう早急にやるような形で今進めさせていただいております。

○林委員 早急になって、できれば第一四半期とか、もう早々にやってもらいたい。

もう一つ、これ関連部署が非常に多いので、ここ、防災のときの、水道の下に貯水何とかがありますよね。これで、この工期の期間はここが使えなくなってしまうのか。要は土壌の入れかえのときに重機が入って土を全面取ってしまうので、それともぎりぎり水道のとれるようなルートを確認するのかと。ただ、その周りも変えなくちゃいけないので、かなり大変だと思うんですけど、その総合調整というのは防災部門とどのようにされているんですか。あるいはこれからなのか。

○谷田部道路公園課長 その工事の状況をもう一回改めて、その土の処理の仕方をどういうふうにしていくかということにも影響してきますが、当然ながらその部分について

は鉛が入っていない部分でございます。ただ、そこに、いざ何かあったときに入っていくためのルートは、やっぱりきちんと安全な場所を確保していかなきゃいけないので、まずはそこをきちんと確保した上で、何かあったときにはこのルートでというところは、今後、防災課と、あ、危機管理対策課のほうと調整をし、何かあっても対応できるような形でというふうにしたいというふうに考えてございます。

○林委員 調整していただきたいと。

で、下段部分というのは平らなところなので、掘って何とかなるとは思うんですけども、斜めになっているところですよ。坂になって。ここは関東ローム層だかなんとかで、非常に貴重なこの何とか台地、番町の台地のところが残っている、すごく、きょう、貴重なところだと職員の方から伺ったことがあるんですよ。土自体がね。土とか形状自体が残っていると。これ、ここの土というのは、どこから持ってくる形で大丈夫なのか。要は砂のようになってしまったら、今までのせっかくの残された、武蔵野台地というのか、何かその地盤の粘土質とか何とかというのを、新たな、形はもとどおりだけれども、中身が全く違うという形になってしまうといけなくて、その対応というのは土の入れかえでどのように考えられているのか、お答えください。

○谷田部道路公園課長 これ、中段、上段となるので、1年ぐらい先になろうかと思いますが、その、確かに斜面ですので、どういうものを入れるかということは非常に重要な、崩れてきたりしても困りますから、その除去の仕方も含めて、どういう土を持ってくるか、これについては今後きちんと整理をしていきたいというふうに考えてございます。

○林委員 次に、ちょっと整備の方針に、土壌じゃなくて、行きます。これは区議会事務局の調査の方から手に入れた、平成19年5月に千代田区では公園・児童遊園等整備方針というのが作成された。これ、事務事業概要の122ページのところにも、公園・児童遊園等の整備及び維持管理というところに、この平成19年度に策定された公園整備方針に基づいていろんなものをやっていますよというのを書いてある。

拝見すると、大変いいことが書いてあるんですね。最初のところには、整備方針策定の目的というところで、公園というのは大事なんだよというところの後に、整備するのが将来を左右する重要な課題となっている。このため、子どもの視線を取り入れた、子どもが魅力を感じる公園整備を図るとともに、幅広い人々が快適に利用できる公園整備を推進することが求められていますよというのが背景として掲げられているんですね。この結果が、企画総務委員会で報告された子ども向けのアンケートだというふうに私は受けとめているんですね。要は子どもの視点が大事なんだよというところなんです。これは間違いないですか。一つの土壌になっている。この整備方針がいまだに道路公園課として、千代田区として、よりいい公園整備の一つの基準になっているという一つのものとなっているのは、事務事業概要のとおりで間違いないのかどうか、お答えください。

○谷田部道路公園課長 平成19年5月に策定しました千代田区公園・児童遊園等整備方針、この冊子に書いてあるこの方針については、いまだ変わらず取り組んでいるということでもあります。

○林委員 もう一つ、アンケートのことも聞いたんですね。先へ行ってしまうと、この方針の9ページには、子育て支援機能の強化と3番にあって、大きな表題で、子どもや保護者の意見を取り入れた公園づくりと項目が出ている。既存の公園等には利用する上でさ

まざまな制約があり、子どもや保護者が不便を感じることも少なくないと。公園等を子どもにとって、より使いやすい場とするため、利用者本人である子どもや保護者の意見を取り入れ、幼児と児童の遊び場の分け方や生物観察やと、要は公園の整備をやっていくという形になっていると。

改めて確認しますけれども、九段小学校や近隣の就学前の保護者に確認、子どもたちに聞いたアンケートというのは、この方針に、一つですよ。全部じゃないですよ。考え方として、このアンケートは、ここの方針で一つの基盤となっているという形でよろしいのかどうかを確認させてください。

○谷田部道路公園課長 当時、この今工事しております東郷元帥記念公園につきましては、協議会形式でいろいろ意見を聞きながら進めてきていると。まさにこの整備方針にのっとった上でこの公園の改修について考えてきたという経緯がございます。

ただ、今、林委員のご指摘のとおり、その子どもたちの意見というのがちょっと不十分だったんじゃないかということもございまして、九段小学校、それから近隣の保育園についてのアンケートも実施したということで考えております。

○林委員 ここは、時代背景がすごく、平成19年になって東郷公園も分析されています。当時、平成19年のときは喫煙が可能な場所だったので、何とかたばこの喫煙所を排除してもらいたいとか、そういう視点も多かったんです。時代背景は。ただ、共通する基盤というのが確認できたので、次にいきたいんです。この東郷公園の位置づけなんですね。どれぐらい東郷公園が子どもたちにとって利用する公園があって、ここの方針の60ページのところには、断トツで東郷公園、東郷元帥記念公園、これが子どもたちにとって利用していますよというのが突出しているんですね。ただ、平成19年当時の子どもたちのアンケートなんで、今はこれよりふえている感じなのか、減っている感じなのかというのを、道路公園課として把握しているのかなと。

というのが、この平成19年当時というのは、まだ保育所は少なかったんですよ。園庭のある保育所ぐらいで。ひまわりさんはあったんですけど。ここ数年かけて、もう園庭がない、外遊びするときは、みんな、しーっ、と保育士さんが言って、子どもたちが、しーっ、と言って、声を出さないように出発して、遠く離れたところ、やっと声を出せるようなところ、そのオアシスが東郷公園だった。そこがクローズになっちゃっているとか、さまざまな要件があって、この19年当時よりも、東郷公園の子どもたちの寄せる期待というのは、ますます増しているんじゃないかなと思うんですけども、その辺、受けとめ方は、子ども部とどういうふうに話し合っただけで公園整備をやっていこうと。これまでやってきて、これからやっていこうとお考えなのかお聞かせください。

○谷田部道路公園課長 そうですね。この平成19年度当時の利用状況ということで、東郷元帥記念公園が全体の21.5%の方が一番期待、この公園に期待をしているということが調査の結果として出ています。その後、正直言います、実態調査は正直行ってございませぬので、細かいこの後どうなっているかというところの数字は、ちょっと持ち合わせてございませぬが、総体的に子どももふえて、当然ながらこれよりもまたさらにふえているのではないかとこのところは想像するところでございます。ただ、これについて、子ども部と具体的に何かこれについて意見を、連携していくためのそういう話をしたかという、そのことについては特にしているものではございませぬ。

○林委員 非常に残念です。もう少し子どもの視点を取り入れた整備にしていかないと、非常に期待値が高いところだと思いますので、数少ない、私も近隣の方、子どもの同世代初めとして確認とっていったのをこれから言うていくんですけども、整備内容で大変協議会の方が積み上げていただいて、いい形にはなってきたとは思いますが。ただ、企画総務委員会でも確認したとおり、これが全てなのかということ、そういうわけでもないんじゃないかと。いろいろ考えていって、たまたま鉛が出たので、落ちついて考えてみたら、きれいになることはいいことだったと。作成したときはよかった。もうこれはかなり満点に近い形だった。ただ、よくよく見てみたり、あるいはよく考えてみると、遊び場がないんですよ、平面の。このエリアというのは全くないんですよ。日本テレビさんがやっている番町の庭ってあることはある。でもアスファルトなんですよ。アスファルトの遊びと土の平面の遊びって、全く違うんですよ。

で、19年のときの利用実態調査で、子どもたちがですよ、見たのが63ページに書いてある。遊びの内容で。砂遊びがいい、ボール遊びがいい、遊具遊びがいいと。遊具というのはこれは断トツであるので、鬼ごっこがいいという形になってくると。平面で僕も保育参観で行ったときに、やっぱり北の丸公園でも平面のところでも鬼ごっこを、保育園児たちはみんなほかの保育園でもやっているんですよ。危ないような、あずまやみたいなウッドデッキみたいなところには、北の向こうに、行っちゃいけないんですよ、やっぱり。ルールとして。保育園の先生たちも見切れないから。けがしちゃうから。かたいところだったら。地面でもけがしますよ。すり傷はあったとしても、ズボンをはいてやっているの

で。この、もう一度確認しますけど、子どもたちがこの当時、19年度にニーズがあったもの、ここは、本当に残念でたまらないですけど、子ども部から、今からでも遅くないと思うんですけども、聞く気はございませんか。

別に住宅課長に聞く必要は全くないと思うんですけど、子ども部の、実際、保育に携わっている子たちの現場とか、聞いてみて、改めて午前中も聞いたんですけど、これ、ウッドデッキって、本当にこの広さが必要なのかというのは、相当数僕は言われた。選挙のときも言われた。終わった後も言われた。日曜で遊んでいるときも、みんな関心を持ってみるんですよ。これ、道路公園課のいい功績だと思いますよ。あそこに凶面を張ってあるんですから。こんな公園になりますよと。皆さん、ご意見があったらという形で掲示されている。あ、こうなるんだなと、わかった。わかった上に、もうちょっとだけここを直してもらえるといいなと。子どもの意見、こんなに広くなるんだ、よかったねとなっていますよ。今のトイレを我慢をすれば、階段を上っていかなくちゃいけないような高いトイレから、じゃぶじゃぶ池のそばにトイレができるんだ。よかったねと。これは評価だと思いますよ。積み上げてきた協議会の評価だと思います。

ただ、1カ所だけというか、本当に空地がない。アスファルトの広場やウッドデッキの広場は民間の公開空地でも何とかなる。でも土の地面だけは、固定資産税を払わない、地方公共団体が整備しない限り、民間にやってくださいといっても、なかなかやってもらえないと思うんですよ。やっぱり無駄ですもん。整備にお金がかかりますもん。手間がかかりますもん。でも、子どもたちは砂遊びをしたいとか鬼ごっこをしたいなんですよ。

ここをちょっと考えられるように、協議会の方とも含めて、話し合いで早急に部内調整

でできないものですかね。計画修正するのは本当に嫌なものだと思いますけれども、実際少しずつよくなって、工期だって短縮できたじゃないですか。3段階を2段階にどうですかと、事務局が言ったら快く協議会の方は受け入れていただいたんですね。2発でやっちゃいましょうと。3段階じゃなくて。受け入れていただいたので、ここはちょっと行政の、総合的な地方公共団体として使命感を持っていただいて、子ども部門と公園整備の、ここまで平成19年度やった今回の東郷公園というのはかなり特殊性のある公園というのを踏まえて、もう一度庁内調整して、この下段部のね、上についてはもう言いませんよ。下段部のところだけでも、せめてもう少し広場機能をふやして、土の平たい面をふやして、子どもたちが2園、3園保育所が遊びに来て鬼ごっこができるように、氷鬼ができるように、できるようなスペースを確保できないものでしょうかねと。（「いまだに何かそんな話があるの」と呼ぶ者あり）うん。企画でさらっとだけ言って、結論だけ言っちゃったんですよ、時間がないんで。今、これちょっと積み上げて、ここまで言ってもだめなものですかねと。

○谷田部道路公園課長 今週の企画総務委員会でもご報告させていただきました、九段小学校とそれから近隣の保育園の方、それから保護者の方にもアンケートをとったという結果もご報告させていただきました。その中でも、ちょっとご紹介させていただきましたけれども、ここでいろいろ期待されるものとしては、遊具の充実とか、それから鬼ごっこや隠れんぼうなど、そういった遊具以外の遊びもしたいというご意見も多々ございました。そういう意味からすると、この、今、平成19年度の調査をした63ページにございますこの遊びの期待感というか、それと、それほど相違はないのかなというふうに思っています。

これについては、改めて、当然ながら協議会で、今後この機会に、仕様も含めて改めて皆さんの意見も聞きながら検討していきましようというふうになってございますので、当然この部分については、今後、協議会のほうで共有しながら、どういう形でこれを、この期待にこたえていけるかについては、当然ながら議題として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員 遊具については上段部でやるわけなんですよ。ずっと言っている。ここ東郷公園って特殊なんですよ、千代田区の公園で。遊具があっても広場部分が少ないところじゃなくて、わざわざ上段、下段、中段、下段とあって、この下段だけなんですよ。

で、別の委員会でも出た、この道路整備方針にはどこにもウッドデッキなんか書いていないんですよ。（「道路整備……」と呼ぶ者あり）道路公園整備方針。（発言する者あり）ごめんなさい、道路整備方針じゃないね。公園・児童遊園整備方針には、ウッドデッキがいいですよとか書いていないわけですよ。（発言する者あり）これ以降調査していないわけですよ。このウッドデッキが出てきた理屈を企画総務委員会で聞いてもなかなかよくわからない。必然性が何でここまであるのかといたら、段差があると。段差があっても、もっとウッドデッキを狭くして、この下の広場を広げられないかというのを聞いて、もう一度確認します。これ、ウッドデッキというのはどこで出てきちゃったんですかね。出てきちゃったというか、出てこられたんですかね。段差の解消といたって、別に壁を打ちっ放しのような形になれば、サッカーをやる子は壁当てができるし、できるわけで（発言する者あり）ちっちゃいやつだったら。（発言する者あり）

あずまやについてはいいです。ステージについては、これはもう、ラジオ体操の方が365日、あそこはいわゆる聖地ですから、千代田区のやっぱり。特殊性で、雨の日もやっぱりやっていただいて、ぬれないように、地面がぐちゃぐちゃにならないところで、1段高いところでやっていただくのは、これは全然違和感はないですし、僕も、名前を出してはあれですけど、あの方にお聞きして、いや、そんなにでかいウッドデッキなんかは要求していないよと、実際、現場でやられている方にもお聞きしたので。

ここの調整を、区としてですよ、区として、協議会に委ねるんじゃないかと、区としてもう一度精査した上で、協議会の方にどうですかねと図っていただくほうが、僕は今後の整備方針でも、せっかくの教訓を生かせるんじゃないかなと。この鉛の機会がなかったらこんなことはできなかったんですから、これが成果だと。ただ工期がおくれただけじゃないと。工期がおくれてそのままになっちゃったわけじゃなくて、こんな改善点があったんだよというのを近隣の方にも、この平成19年の子どもたちはもう大きくなっていますけど、これからの子どもたちにやるのは、やっぱり区役所の職員の方が議題設定をかけないと、協議会の方と調整、あるいは専門家と調整したって、一番実務に携わっているのは子ども部の職員で、道路公園課の方なんですから、ここは議題設定で、ちょっと調整のできるような形で工期を急いで、早く、子どもたちのアンケートにあったように、早くなんですよ。（「分科会長、ちょっと休憩をとってもらって」と呼ぶ者あり）

○はやお分科会長 はい。休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時33分再開

○はやお分科会長 再開いたします。

答弁から求めます。

○松本環境まちづくり部長 東郷元帥記念公園の整備につきましては、協議会を中心に議論を積み重ねてきておりまして、これまでのところで、汚染土壌の処理の仕方、またその汚染土壌地帯に植わっている樹木の処理の仕方、そうしたことについて合意が得られたところでございます。今月末、恐らく次回が開かれると思いますが、それから数回にわたりまして、精力的にこれまで行ってきました設計の見直しというものを取り組む予定になってございます。そうした中では、区のほうから見直す項目というものを提示した上で、幅広く委員の皆さんからのご意見を頂戴することになってございますので、ただいまいただきましたご意見につきましては、区からの提案事項として議題にきっちり乗せて、協議会で精力的な検討をして、実施できるかどうかということで、区のほうでも積極的に議論を積み重ねてまいりたいと思います。またその結果につきましては、適宜常任委員会のほうにご報告をさせていただきたいと思います。

○はやお分科会長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 また、このところについては、先ほど答弁いただいたとおり、常任でも別の場でも、議会の報告をいただきながらしっかりと進めていきたいと思っています。

それでは、この公園維持費について、ほかに——あ、そうだそうだ。そっちの報告があったのか。（「ええ」と呼ぶ者あり）答えられるのかな。（「……ちよくる」）と呼ぶ者あり）休憩します。

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

○はやお分科会長 再開します。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 先ほどの林委員のコミュニティサイクルが公園・児童遊園で占有している面積について、どのくらい使われていないのかと。公園として機能できていないかという、面積のパーセンテージはどのくらいかというご質問でございました。ちょっとお時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

調べた結果、児童遊園につきましては2カ所でございます。これは全体の面積からすると、この2カ所で12.69平米で、全体の0.1%になります。それから公園・児童遊園、こちらのほうが9カ所で110.16平米で、これも公園・児童遊園の総面積からすると0.1%が、このコミュニティサイクルとして使われていて、公園として利用できていない部分ということでございます。

○はやお分科会長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。ちょっとそういう状況、基本的なところを確認でした。

それでは、そうなりますと、公園維持費については、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 それでは、6の公園維持費につきましては終了いたします。

続きまして、河川維持費について、執行側のほうからの説明はございますか。

○谷田部道路公園課長 特にございません。

○はやお分科会長 はい。

それでは、委員のほうからの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、河川維持費につきましても終了いたします。

続きまして、これで道路公園費の項は終了させていただきます。

続きまして、4の清掃サイクル費の項に入らせていただきます。（「リサイクル」と呼ぶ者あり）あ、サイクルじゃない。（発言する者あり）もう、さっき自転車ばかりやってたから。リサイクル費に入らせていただきます。清掃リサイクル総務費、216ページから217ページに入らせていただきます。執行機関からの説明はありますか。

○伊藤千代田清掃事務所長 総務費については、特にございません。

○はやお分科会長 それでは、委員の質問を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村委員 あれっ、オリンピックのやつもそうだったよね。（発言する者あり）あ、これはな。

○はやお分科会長 はい。オリンピック。はい。それでは、じゃあ、この清掃リサイクル総務費につきましては終了いたします。

続きまして、清掃リサイクル事業費、216ページから217ページ、執行機関からの説明はありますか。

○伊藤千代田清掃事務所長 それでは、清掃リサイクル事業費の1番、ごみの収集・運搬、2番、資源回収事業について、予算の概要166、167ページのところでご説明をさせ



ていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会開催に伴いまして、競技会場、JR駅周辺では、観戦・観光に訪れる人々で混雑することが予想されております。こうした中で、特別収集地域を設けて、早い時期に、早い時間に集積所のごみ資源の収集を行って、来街者へのおもてなしと安全性の向上を図ってまいります。

特別収集実施の期間ですけれども、大会の前後含めて、7月1日から9月30日までということで考えております。

特別収集地域・時間ですけれども、まず日本武道館、東京国際フォーラム周辺、競技会周辺はおおむね9時までに収集をいたします。午前9時までに収集をいたします。JR周辺、駅周辺についてはおおむね午前10時までに収集をいたします。ただし、競技会場周辺となる東京駅、有楽町駅についてはおおむね午前9時までに収集をいたします。靖国神社周辺はおおむね午前10時までに収集をいたします。

なお、秋葉原駅については、国内外に広くその存在が知れ渡っておりまして、多くの国内外の観光客が訪れることが予想されておりますので、特別収集地域を広く設定をいたします。また、東京2020パラリンピックのマラソンコースの付近の集積所の点検を開催日前日に行き、点検のほうを実施いたします。また、特別収集地域以外については平常どおりの曜日、排出時間にてごみ資源の回収を行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○はやお分科会長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員からの質問を受けます。

○木村委員 今ご説明がありました特別収集地域、今回、特別収集地域、あるいはその上の特別収集実施期間によって、それ以外のエリアへの影響というのがあるのかどうか。それによって収集時間が変わるとか。

それからもう一つは、当然、9時までに収集するとなると、出勤も早まるのかなど。そんなことはないのかな。それによる職員の体制だとか人員だとかというのは、来年度の予算の中に計上されているのか。ちょっとその辺、お聞かせください。

○伊藤千代田清掃事務所長 まず1点目の特別収集地域以外の地域についてなんですけれども、これはもう、通常どおりの曜日、時間で収集のほうをやっていきます。

○木村委員 通常どおりで。うん。

○伊藤千代田清掃事務所長 はい。

で、2点目の9時という時間帯のところがありますけれども、ここについては職員のほうが若干早く、まあ、今と——今も8時半に出ているんですけども、若干早く出て対応していきたいと考えております。

○木村委員 じゃあ、特別に体制を強化するだとかということがなくても対応できると。過重労働にならないということで大丈夫ですか。

○伊藤千代田清掃事務所長 職員に関しては、若干ですけれども、今よりも作業の量はふえるかと思っています。ただし、いわゆる過重労働と言われる部分についてはないかと思っています。その辺は、例えば人材派遣で、オリパラ期間対応ということで人数をとったりして対応をしていきたいとも考えておるところでございます。

○木村委員 派遣。

○はやお分科会長 よろしいですか。

○木村委員 はい。

○はやお分科会長 はい。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、2の清掃リサイクル事業費についても終了いたします。これで清掃リサイクル費の項も、216から227、終了と。

これで、今回、本日の、区議会事務局、環境まちづくり部所管分についての歳出は終了いたします。

休憩します。

午後4時44分休憩

午後4時46分再開

○はやお分科会長 再開いたします。

それでは、歳出が終了いたしました。

歳入の審査の実施に入りますけれども、（発言する者あり）えっ。あ、歳入の調査に入ります。歳入の調査について、一括でもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、執行機関からの、その歳入の部分について説明することはありますでしょうか。

○松本環境まちづくり部長 特にございませぬ。

○はやお分科会長 はい。ないということですので、委員のほうからの質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、今回の所管分、区議会事務局並びに環境まちづくり部所管分の歳出歳入は終了いたします。

以上で、本日の分科会の部分についての、（発言する者あり）あ、ちょっと待って。

休憩します。

午後4時46分休憩

午後4時47分再開

○はやお分科会長 再開します。

これで歳入歳出を終わりますけれども、確認です。総括送り、今回の所管分で総括送りについては、ありませんよね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお分科会長 はい。それでは、ないということで、本日の分科会は終了させていただきます。皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時47分閉会